

議 長	去る３月１日午前１０時、議会運営委員会を開催しました。 本日をもって招集されました令和４年第１回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から３月１４日までの７日間とすることに決定しましたので、報告いたします。 令和４年度予算案につきましては、議長を除く議員全員による特別委員会を設置して審議することにしました。 特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、議長において指名することにいたしました。 各会計の新年度予算の質疑について、一般会計予算については歳入歳出ともに款ごとに、各特別会計については歳入歳出ごとに質疑をすることといたしましたので、御了承願いたいと思います。 次に、一般質問については５人の通告がありました。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議事運営がなされるよう御協力をお願いいたします。 なお、従来どおり、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、議会出席者にはマスクを着用していただき、おおむね１時間程度ごとに休憩を取り、換気をしたいと思います。改めて皆様の御協力をお願いいたします。 以上、委員長報告といたします。 お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から３月１４日までの７日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
-----	---

議 議 議 議 町	長 長 長 長 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１４日までの７日間と決定しました。 提出案件は、議案第１号令和４年度厚沢部町一般会計予算から議案第１４号令和３年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算までの予算案１４件、条例の一部改正案８件、町道路線の変更案１件、人事案１件、専決処分の承認案１件の計２５件であります。 町長から町政執行方針及び提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。 町長 令和４年第１回厚沢部町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行への私の所信を申し上げたいと思います。 令和４年度は、私が町政を担い４期目の総仕上げの年となります。町政を進める上での私の基本理念は、町民の皆様と一緒に歩む協働の精神と、公平・公正な行政運営であります。 厚沢部町の発展のため、子育てや高齢者に対する支援や、基幹産業である農業の担い手対策、移住交流事業など様々な課題に対し真摯に正面から向き合い、未来に向けて希望の持てる持続可能な「素敵な過疎のまちづくり」に取り組んできました。 しかし、近年の当町を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化の急速な進行や、人口減少をはじめ医療や福祉サービスの確保、グローバル化の進展など大きな課題に直面をしております。 また、国の財政状況の悪化に伴い、町の行財政運営もこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。 昨年度、今後１０年間のまちづくりの指針となる第６次総合計画が策定されました。現在の向かい合う課題解決のため、「町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり」をテーマに、
--	--

子育て支援や高齢者福祉の充実、基幹産業でもある農業の振興、コロナ対策等各般にわたる施策を大胆かつ確実に実行していきたいと考えております。

また、感染確認から２年以上が経過している新型コロナウイルスは、変異と感染拡大を繰り返し、国内はもとより、道内にも多くの感染者が出て、日常生活や経済活動に大きな影響を与えてきました。厚沢部町内でもイベントがほとんど中止となり、特に飲食業や観光業が大きなダメージを受けたところであります。

現在、３回目のワクチン接種が進むとともに飲む治療薬の普及が図られておりますが、一日も早く感染が収束し、令和４年度はこれまでの日常が取り戻せる年となってほしい、このように願っているところであります。

厳しさと複雑さを増す社会情勢の中にあって、日本も変革のときにあります。２０２０年の国勢調査の結果が昨年１１月に公表されましたが、過疎地域に指定される自治体が、制度開始以降初めて全国の５割を超えることになりました。

国では、東京一極集中の是正を掲げ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、２０２０年に東京圏の転出入を均衡させることを目標としていましたが、実際には転入超過が続き、地方の衰退に歯止めがかかっていない状況が続いております。

国が返済の７割を負担して自治体を支援する過疎債の費用が、１０年前と比べ約２倍に増加し、今後も人口減少や都市部への集中が続けばさらなる増額が避けられず、支援の見直しにつながらないか憂慮しているところであります。

また、第３２次地方制度調査会では、人口減少が深刻化して、高齢者人口がピークを迎える２０４０年頃に顕在化する課題として、大都市でも人口減少が急激に進行するとしております。

高度経済成長期の人口増加期に集中整備されたインフラが老朽化し、更新需要が高まる中、負担を分かち合う住民が減少していくことで、維持管理にも支障を来すことが予想されております。町としましても、今後何が必要なのかを再検討しながら、今後のインフラ整備を実施していくことが重要であります。

昨年発足した岸田内閣は、1月の国会冒頭の所信表明演説で、新型コロナウイルス対策を最優先課題とし、ワクチンの3回目接種を前倒しで進めることや治療薬の普及など、今後の対応に万全を期すこと、さらに、コロナ後の経済回復や危機に対する財政出動はちゅうちょなく行うことを表明しました。

国の令和4年度予算では、政策の柱に成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を第1に掲げ、賃金の引上げやデジタル田園都市構想の実現、農林水産物の輸出5兆円実現など、新しい時代への投資で、新型コロナウイルスで疲弊した経済を再生させるための総額で107.6兆円の予算が国会で審議されているところであります。

また、地方財政計画においては、本町歳入の半分を占める地方交付税が出口ベースで前年対比3.5パーセントの増となっておりますが、水道設備等のライフラインの更新や大型事業実施に伴う起債の償還、施設管理費等の経常経費の増加等、町の財政は大変厳しい状況が予測されます。

今後とも、行財政運営については、国・北海道の動向を注視しながら、積極的に支援策等を十分活用して、効率的で公平な行政サービスの提供や財政の円滑な運営を進めてまいります。

多くの先人たちが、厳しい風雪に耐えながら、不断の努力でたくましく築いてきたふるさと厚沢部町を、次の時代に健全な形で引き継いでいくために、職員一同と汗を流してまいりますの

で、議員並びに町民皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、政策の展開について申し上げます。

初めに、基幹産業である農業・林産業の振興について申し上げます。

厚沢部町の発展を支えるのは、農業・林産業であり、これまでも積極的に各種施策を展開し、振興に努めてまいりました。

昨年のＪＡ新函館厚沢部基幹支店の販売額は３８億９，０００万円との報告を受けております。

夏季の晴天が続いたことによる干ばつの影響が心配されましたが、販売計画を７，０００万円ほど上回りました。特に麦や豆類の生育が順調だったほか、種子馬鈴薯も計画を上回りましたが、アスパラやトマトなどの野菜類が計画を下回る結果となったところであります。今年は天候に恵まれ、農作業が順調に進み、豊穰の秋を迎えられることを期待しているところであります。

農業を取り巻く環境を見ますと、人口減少やコロナ禍の影響を受けた外食産業の低迷等から、主食用米の消費減少が続く中、作付面積の縮小や、また、過度な飼料用米への偏重なども懸念され、需給に応じた作付転換に取り組まなければならない状況が予測されます。

さらに、昭和４５年以降、約半世紀以上続いた、いわゆる転作制度の見直しが発表されました。今後５年間、一度も水張りが行われない農地は交付金の対象から外れ、多年生作物である牧草については単価が大幅に下げられるなど、大変大きなマイナスの影響を受けることとなります。これまで、国の生産調整に積極的に取り組んできた結果、本町の水田転作率は７０パーセントを超え、米の需要が減少している状況の中、農業経営を維持できるかどうかの根幹に関わる問

題でありまして、農協や農業団体とともに、国と関係機関に、この支払交付金に代わる制度を早期に創設されるよう、強く要望していくところであります。

厚沢部町農業の力強い農業経営の展開を図っていくためには、令和元年度に策定された「農に生きるパート7」の目指す方向に向かって着実に前進し、真に実効性のある施策展開を考えております。

担い手対策については、農業振興の根幹をなす重要課題であります。担い手育成条例に基づく新規就農者や後継者対策などを講ずるとともに、農業の研修実践を強化するなど支援に努めてまいります。

近年の地球温暖化に伴う気象変動で発生する高温や集中豪雨などのリスクを軽減するためには、基本技術の励行に加え、明・暗渠排水の整備や堆肥投入などの基盤整備が重要であると認識しているところであります。

これまで、暗渠排水など透排水性の改善を進めてまいりましたが、引き続き、道営農地整備事業、農地中間管理機構関連事業及び農地耕作条件改善事業、町単独の小規模土地基盤整備事業の実施により、優良農地の確保に努めてまいります。

熊やエゾシカなどの鳥獣被害対策については、電気牧柵購入費への助成のほか、町が所有する電気牧柵の利用促進を図るほか、高齢化で減少が進むハンターの確保対策として、狩猟免許取得・更新に対する支援を行います。

また、自らの農地は自らで守るという自己防衛意識の高揚も必要と考えているところであり、補助事業としては、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の補助を継続して実施するとともに、町単独事業として農業共済掛金の助成である農業生産安定化特別対策事業費補

助、地力増進対策事業費補助、農道整備事業費補助などを継続して、農業経営の安定化を図ってまいります。

また、農業者の声を聞きつつ、農作業の省力化、収益性向上を図るためにGPSガイダンスなどのスマート農業を推進し支援を実施していきます。

次に、林業、林産業についてであります。

豊かな自然環境の中にあって、町の約8割の面積を占める森林は、地球温暖化防止対策の推進をはじめ、安全な国土の形成、水源涵養、保健休養などの多面的機能を有しているほか、産業として貴重な資源であります。

町有林管理については、搬出間伐、除伐、枝打ち、下刈りなどの適切な撫育管理や森林基盤整備等を推進し、森林機能の持続的発揮に努めてまいります。

民有林については、循環利用や集約化を進めた中で、豊かな森づくり推進事業や除間伐、枝打ち、下刈り事業に支援し、地域林業の振興を図ってまいります。

また、林産業については、林産協同組合の活動を支援するほか、地域材の積極的なPRに取り組み、地場産材の利活用の促進や、林業者はもとより、林産業の安定経営に努めてまいります。

さらに、森林環境譲与税基金事業として、所有山林に係る意向調査を実施、民有林の下刈りや除間伐事業に助成しながら、森林としての機能を維持できるよう支援してまいります。

次に、商工業・観光について申し上げます。

商工業については、人口減少や郊外型大型店舗の進出による近隣市町への流出が地元消費減退を招いております。また、高齢化の進行とともに買い物弱者の増大が懸念されているところであります。さらには、一昨年から続く新型コロナウイルスは、飲食業や観光業にも大きな影響を及

ばし、感染収束が見通せない状況の中、有効な対策も見いだせないのが現状であります。

このような実情から、引き続き商工団体の育成と中小企業の経営安定を継続支援するとともに、商工会と連携し、活性化への振興策を検討してまいります。

また、企業誘致を積極的に推進し、地域産業の振興を図るとともに雇用の創出に努めてまいります。

観光については、オートキャンプ場ハチャムの森、レクの森やうずら温泉、そして、重点道の駅の利用度が年々増加しており、特に道の駅は、国の重点道の駅として指定を受け、檜山の玄関口に位置し、町の情報発信の拠点としての役割は重要で、集客を一層高めてまいります。

これまでトイレと駐車場の整備を終え、令和４年度には商業施設と歴史文化情報発信施設が完成し、既存の物産館を含めて多くの人が集い、体験交流ができるリニューアルした道の駅が今年の夏スタートします。

また、教育観光やちょっと暮らし事業の継続的な展開で、交流人口・関係人口の拡大を図るほか、素敵な過疎のまち委託事業により、厚沢部町の応援団員獲得拡大に努めてまいります。観光協会の育成や各種イベントへの助成なども継続的に支援してまいります。

さらには、今年度新たに、保育園留学に本格的に取り組んでいきます。町内で移住体験を希望する子育て世帯が認定こども園を一時利用し、保護者はちょっと暮らし住宅でテレワーク勤務をするという形式で、今後は子育て世代の交流人口の増加が期待されます。

次に、社会福祉と保健衛生について申し上げます。

日本全体が急速に高齢化が進む中で、本町においても過疎化と少子・高齢化は進行し、総人口に占める６５歳以上の高齢化率は４０パーセントを超え、増加の一途をたどっております。

このような状況の中、本町でも独り暮らしの老人世帯や老人夫婦世帯が増え、介護を必要とする高齢者や老老介護が年々増加しております。

そのため、在宅福祉に重点を置き、福祉委員による地域福祉活動の充実、社会福祉協議会の運営を支援するなど、自助・共助・公助のバランスを図りながら、13項目に及ぶ町単独の高齢者生活支援事業を継続し、住み慣れた地域での安心な暮らしを支えてまいります。

現在、第8期となる厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上になる2025年を見据えて、限りある社会資源を効率的に活用しながら、地域の助け合いの心を共有し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

子育て支援につきましては、他町に先駆けた保育料助成、学校給食費の助成など各種施策を実施してまいりましたが、今後も地域の実情に応じた保育機能や総合的支援を実施してまいります。

保健衛生については、日本人に多い胃がんや胃潰瘍の大きな原因と言われるピロリ菌検査など各種検診を実施するとともに、食生活の改善や運動の習慣化などで町民の健康増進を図ってまいります。

そのほか、社会福祉・保健衛生の主なる施策は、敬老会の助成、生活支援寮運営、高齢者事業団育成助成、放課後児童対策事業、不妊治療費助成、母子保健事業助成、高齢者インフルエンザ予防接種助成、各種がん検診などであります。

次に、医療体制の充実について申し上げます。

国民健康保険病院は、命を守り暮らしに安心感を与える地域医療の確保や救急医療の拠点として、町民からの期待も大きく、極めて重要な役割を担っておりますが、その経営環境はますます

厳しい状況にあり、地域連携法人南檜山メディカルネットワークと連携を密にして地域医療の安定提供体制を図ってまいります。

過疎地では、医師及び医療技術員の不足が深刻化しておりますが、これからも良質な医療の提供、経営の改善などに一層努め、町民の期待に応えられる町立病院を目指してまいります。

また、函館市との定住自立圏協定の主目的であったドクターヘリの運行、脳疾患患者の搬送経費も継続して支援し、広域的な緊急医療体制の充実に努めます。

次に、生活環境の整備充実について申し上げます。

道路、水道、環境衛生、防災など各分野にわたって、安全で安心・住みよい厚沢部町を築き、次の世代に継承していくことは、今を生きる私たちの責務であります。

自然豊かな厚沢部町は、これまで様々な社会基盤整備対策を実施し、日常生活の安全性と利便性、快適性を高めてきたところでありますが、時代の変化に対応し、今後とも各分野での継続的な対策が不可欠と考えております。

まず、生活交通対策であります。

地域住民の日常生活に必要不可欠な公共交通路線である国道２２７号は、檜山管内の重要路線で北海道新幹線新函館北斗駅に接続する幹線国道に位置づけられており、高速交通体系の骨格を形成する上で大きな役割を担う路線であります。

また、高度な医療を函館圏に依存する南檜山地域にあっては、いわゆる命の道でもあります。

狭小トンネルの解消について、これまで国へ要望し、今年度より本格的に掘削工事が着手され、早期の完成を目指しております。

また、乙部厚沢部線江差町界付近の道路低地解消は、来年度事業が完了し、同じく赤沼地内の

歩道整備につきましても早期整備を要請したところ、用地調査が進められました。

町道では、適正な維持管理及び冬期間における除排雪体制の整備を図り、通行に支障の生じることのないよう、住民の交通と安全を確保してまいります。

また、橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、順次工事を実施してまいります。

河川関係では、厚沢部川、安野呂川の改修工事は順調に進んでおりますが、町河川においても管理に万全を期し、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

生活排水については、集合型処理施設の整備を終えた4地区での加入促進に努めるとともに、個別処理区域では、合併処理浄化槽の設置助成を新年度は5基計画し、生活環境の改善を図ることにしております。

防災については、ハザードマップの改定やコロナ対策を見据え防災計画の改定を行うとともに、引き続き、備蓄計画に基づき、食糧をはじめ避難所等の備品整備を進めてまいります。

災害時には、素早い情報収集、冷静な判断、的確な行動が重要であります。町民の自助・共助・公助によって被害が最小限にとどまるよう、常日頃から危機感を持って、防災・減災対策に努めてまいります。

次に、教育・文化の振興について申し上げます。

教育・文化活動の振興を図り、快適で活気ある心豊かな人を育むまちづくりを目指すことが、町政執行上での重要な課題であり、私は、まちづくりの究極は人づくりにあると、このように思っております。

少子化が進行する中で、これからの日本を支えていくたくましい人材を育成するためには、人間形成の基礎を養う学校教育の果たす役割は極めて大切であります。

子供たちが、安全でよりよい教育環境の中で学び育つために、学校施設や教育振興備品の整備を進めるとともに、学力の向上や健全な心と体を育成する教育施策の充実を図ってまいります。

社会教育では、少子・高齢化や高度情報化、経済のグローバル化など社会生活の変化に伴い、それぞれのライフスタイルや価値観が多様化しております中、生涯を通じて、教育・文化・スポーツ活動などの様々な機会の提供が求められているところであります。

このような高度で多様化するニーズに対応していくためには、各種の情報提供を通じて、地域の自主的な活動を支援・促進することが重要であることから、町内関係団体とも協議を重ね、連携しながら社会教育環境の整備と施策の充実を図ってまいります。

教育行政の詳細につきましては教育長から方針が示されますが、教育委員会とともに、学校や社会での教育活動が望ましい環境の中で展開されるよう、計画的かつ積極的に教育文化活動の充実に努めてまいります。

最後に、令和４年度の予算編成方針及びその概要について説明いたします。

本町の財政は、これまで行財政改革などによって健全な状況を維持しておりますが、町税等の自主財源に乏しく、歳入の過半を占める地方交付税の行方次第では、極めて厳しい状況となります。

一方、歳出では、社会保障費の増加、今後計画されております大型事業の財源確保等を考慮に入れ、安定した財政運営を図ってまいります。

引き続き、限りある財源を最大限に生かす創意工夫と柔軟な発想を持って事務事業全体を検証し、効率的かつ効果的な施策の展開、より質の高い行政サービスを提供し素敵な過疎のまち 厚沢部の実現を目指してまいります。

令和４年度の一般会計と特別会計を合わせた総予算額は６８億９，９２３万６，０００円となり、前年度当初予算に比較して１億６，４７０万円、２．４パーセントの増となっております。

一般会計については、予算総額が４３億９，０００万円で、前年度当初対比では９，５００万円、２．２パーセント増で編成いたしました。

なお、道営事業費と令和３年度繰越明許事業費を合わせた実質予算額は５５億８，０４７万９，０００円となり、対前年当初対比では８億３，１５４万８，０００円、１７．５パーセント増の予算となっております。

歳出の性質別内訳の前年度当初との比較では、物件費が９，２００万円、補助費等が４，４００万円、公債費が３，８００万円、繰出金が５，２００万円ほどの増額であります。

また、減額の主なものは、普通建設事業費で１億６，４００万円、目的別では、前年度当初対比で、総務が、参議院議員選挙費及び知事・道議会議員選挙費、保育園留学に関わる創生事業費補助金、再生可能エネルギー導入目標策定委託料の増、ネットワーク強靱化サーバー更新事業の減で８，０６０万円ほどの増額となっております。

民生費は、国民健康保険特別会計繰出金及び特別養護老人ホーム空調設備整備費補助金の減額、社会福祉法人厚沢部福祉会補助金、介護保険事業特別会計繰出金の増額であります。

衛生費は、保健福祉総合センターワイヤレスシステム更新工事費、簡易水道事業特別会計繰出金、国保病院事業特別会計繰出金の増で５，８００万円ほどの増額であります。

農林水産業費は、道営農地中間管理機構事業費負担金、多面的機能支払交付金、道営農地整備事業費負担金の増、農地耕作条件改善事業農業基盤整備工事費、農業集落排水特別会計繰出金の減で１，７００万円ほどの減額であります。

商工費が重点道の駅歴史文化情報発信施設映像制作委託料の増額、同駐車場整備工事費等の減額。

土木費では、赤沼６号線改良舗装工事費の増、橋梁点検業務委託料、椰子乃木線改良舗装工事費の減で５，３００万円ほどの減額であります。

消防費では、厚沢部町地域防災計画改定委託料、檜山広域行政組合負担金の増で１，９００万円ほどの増額であります。

教育費は町民プール外壁塗装工事費、小学校の遊具購入事業費の増、ＰＣＢ廃棄物処理手数料の減で２，５００万円ほどの減額となります。

公債費は、長期借入金償還元金で３，８００万円ほどの増額となっております。

歳入については、町税は個人所得や法人税の増額を見込み、前年度対比０．８パーセント増の３億９，２４４万９，０００円を計上しております。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税や森林環境譲与税の増額を見込み、前年度対比１１．９パーセント増の７，２５２万６，０００円を計上、地方交付税では２２億５，５００万円を計上しており、うち普通交付税は２０億７，５００万円を見込んでおります。

国庫支出金は、地方創生推進交付金、新型コロナウイルス臨時交付金を増額計上し、５．７パーセント増の２億９，１５１万６，０００円となりました。

道支出金は、農地耕作条件改善事業費補助金や衆議院議員選挙委託金の減により、約２，２００万円、７．１パーセントの減額。

寄附金は、ふるさと寄附金の増を見込み、１，０００万円、３３．３パーセントの増額。

繰入金は、減債基金、公共施設整備基金等の増で、約３８７万円、０．９パーセントの増額で

あります。

諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金など約５３０万円、１２パーセントの増額。

町債は、臨時財政対策債や重点道の駅駐車場整備工事費充当の減などにより３，６５０万円、１１．６パーセントの減額であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、保険給付費の減により、前年度当初対比２，００５万７，０００円、３．５パーセント減の５億５，８４２万９，０００円を計上いたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を見込み、前年度当初対比１９０万２，０００円、２．７パーセント増の７，３３０万２，０００円を計上いたしました。

介護保険事業特別会計については、保険事業勘定とサービス事業勘定を合わせた予算総額を６億９，７８９万５，０００円とし、保険給付費と地域支援事業費の減を見込み、前年度当初対比６７万７，０００円を減額計上いたしました。

簡易水道事業特別会計につきましては、水道施設整備事業費の増額により、前年度当初対比２，３３５万６，０００円、５．６パーセント増の４億４，２８３万６，０００円を計上いたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、赤沼地区下水道管移設工事費の減により、前年度当初対比２，１１９万８，０００円、１３．９パーセント減の１億３，１７２万５，０００円を計上いたしました。

国民健康保険病院事業特別会計については、収益的収支、資本的収支を合わせた予算の総額

を 6 億 5 0 4 万 9 , 0 0 0 円で、スプリンクラー設備整備工事費の増により、前年度当初対比 8 , 6 3 7 万 4 , 0 0 0 円、1 6 . 7 パーセントの増額を見込んでおります。

以上が、町政執行に対する所信と施策の一端を申し上げます。

町民の皆様の期待と信頼に応えるべく誠心誠意努力をし、課題解決に向けて邁進する所存でありますので、議会並びに町民の皆様には、より一層の御理解と御支援、御協力を申し賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、提案理由を申し上げます。

提案いたします案件は、新年度予算案 7 件、補正予算案 7 件、条例の一部改正案 8 件、町道路線の変更案 1 件、人事案件 1 件、専決処分の承認案 1 件、計 2 5 件であります。

議案第 1 号の令和 4 年度厚沢部町一般会計予算、議案第 2 号から議案第 7 号までの厚沢部町各特別会計予算につきましては、町政執行方針の中でその概要を申し上げますので、省略させていただきます。

議案第 8 号の令和 3 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、4 億 5 , 2 1 0 万 1 , 0 0 円を追加し、予算の総額を 5 8 億 1 , 3 1 9 万 2 , 0 0 0 円とするものであります。

増額の主なものは、総務費では財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金積立金、住民基本台帳システム改修委託料の繰越明許費、衛生費では国保病院事業特別会計繰出金、農林水産業費の農地耕作条件改善事業の繰越明許費であります。

そのほか、歳入歳出の各款にわたって、事務事業の完了または所要見込額を勘案いたしまして増額調整を図っております。

議案第 9 号から議案第 1 4 号までの令和 3 年度厚沢部町各特別会計補正予算につきましては、

それぞれの今後の収支を勘案し、増減調整を図っております。

議案第 15 号の厚沢部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律が廃止され、新個人情報保護法において規定されることになったために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 16 号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、これまで非常勤職員については、任用後 1 年を経過しなければ育児休業が取得できませんでしたけれども、期間が短くても取得が可能となったことにより本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 17 号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 18 号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 19 号の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和 3 年の人事院の勧告に基づき期末手当の支給割合が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、被保険者及び加入世帯の減少と所得状況の変化により税率を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号の厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 4 年度からの介護保険料の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 22 号の厚沢部町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 議 議 議 教 育	は、民法の一部改正により、成年年齢の引下げに伴い、国の給付要件と整合性を図るため本条例の一部を改正するものであります。 議案第23号の町道路線の変更については、町道2路線について道路法第10条第2項の規定により、延長などを変更しようとするものであります。 議案第24号の副町長の選任については、一身上の都合により、令和4年3月31日付をもって竹村寛仁氏が退職することに伴い、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。 承認第1号の令和3年度厚沢部町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについては、除排雪経費を増額計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただき、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものであります。 以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 議事の途中でありますが、11時まで休憩をします。（10：51） 休憩前に引き続き議事を行います。（11：00） それでは、次に、教育長から教育行政の執行方針について発言を求められておりますので、これを許します。 教育長 令和4年第1回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げます。 新型コロナウイルスの感染拡大が飛躍的な技術革新の追い風となってSociety5.0への社会
--	--

変化を加速させるとともに、変化に追いついていなかった社会の仕組みを浮き彫りにし、2030年までに、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂生のある社会実現を目標にした道しるべの重要性をより鮮明なものとししました。

そして今、この急激に変化する時代の転換点において、子供たちが自らの可能性を認識し、他者と協働しながら、しなやかに強くたくましく豊かな人生を切り開き、生き抜くことのできる確かな力の育成が求められています。

そのため、学校・家庭・地域が連携・協働し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適で協働的な学びを保障する質の高い教育活動の実現に向け、制度上の類型も含めた、ソフト・ハード両面における小中一貫教育環境の齎整たる備えが必要となります。

次に、教育行政推進の基本姿勢について申し上げます。

これまで同様、国の第3期教育振興基本計画、北海道教育推進計画、厚沢部町教育大綱の基本理念と方針に基づき、多様性が尊重され全ての人々が生きがいを感じられる社会の発展に向け、郷土への愛着や誇りを持って様々な課題と主体的に向き合い、果敢に挑戦し続けられる人づくりを軸に施策を進めてまいります。

GIGAスクール構想によるタブレットの1人1台配備や、高速通信ネットワーク環境整備など、急速に進んだ教育環境のICT化は、個別最適な学びと協働的な学びの相乗効果による、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改革を促進するとともに、中1ギャップの解消や幅広い年齢層の中で社会性を育てられる、段差のないスムーズで厚みのある小中9年間の、系統的・計画的な一貫教育の実現が急務であることを実感させます。

そのため、令和2年度から小中一貫教育推進ユニット、小中合同学校運営協議会、小中一貫教

育プロジェクトチームにおいて検討を進めてきた厚沢部町小中一貫教育全体構想について、ソフト・ハードの両面からのさらなる具体的な協議を進め、導入に向けた基本的な考え方をまとめるべく取り組んでまいります。

そして、それは、この先１０年後、２０年後、３０年後といった未来の、科学技術の進展がもたらす劇的な社会変化の中を生きる子供たちにとって、極めて大切な取組であると同時に、地域社会における学びの好循環と持続的発展の礎となります。

生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンス을最大化させ、人生１００年時代を豊かに生きる人づくりを、緊密な学社融和の下、町民の信頼と期待に応えるべく教育行政を推進してまいります。

続いて、令和４年度の重点施策について申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校教育におきましては、全面改訂された新学習指導要領の着実な実施の下、急激に変化する時代をたくましく生き抜く力の育成に向け、３つの柱と１２の重点について取り組んでまいります。

１つ目の柱である、社会をしなやかに強くたくましく生き抜く力の育成について、３つ重点を申し上げます。

重点の１つ目は、確かな学力の育成です。

新しい時代に必要な資質・能力である学びに向かう力、人間性等の涵養と、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を、新学習指導要領に基づいたカリキュラム・マネジメントの中で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の不断の見直しによる授業改善と

教育活動全体の質の向上を組織的に進めてまいります。

また、個別最適な学びと協働的な学びについては、これまでの実物投影機や電子黒板等に加え、GIGAスクール構想によって整備された高速通信ネットワーク、Wi-Fi環境、1人1台端末やデジタル教科書等のICT機器を最大限に活用した、児童・生徒個々に応じた、「わかる・できる・おもしろい」を実感できる、従来の型に拘泥することのない魅力ある授業の一層の充実を図ります。

さらには、習熟度別少人数指導やチーム・ティーチング等による個別最適な学びと協働的な学びを一体的に行う効果的な学習指導の充実に取り組むとともに、主体的・対話的で深い学びの中で獲得した物事を捉える視点や考え方である、見方や考え方と、それを支える資質・能力が相互に高め合う好循環の確立に努めてまいります。

重点の2つ目は特別支援教育の充実です。

特別支援教育では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を進めるとともに、全ての児童・生徒が互いに尊重し、協働して生活していく態度の育成を目指し、心のバリアフリーに主眼を置いた交流及び共同学習の機会を設け、経験を深め社会性を養い、多様な人々と手を携えて生きていくことができる豊かな人間性の育成に努めてまいります。

また、特別支援教育支援員の適正な配置に努め、個別の学習サポート体制を充実させるとともに、特別支援教育に係る研修を、教育局や特別支援学校等、専門機関との連携・協力の下、計画的に実施してまいります。

そして、厚沢部町特別支援教育連絡協議会を中心に、家庭・地域・関係機関と連携した個別の教育支援計画の早期計画と活用による指導の充実と、学習環境のユニバーサルデザイン化を進め

てまいります。

重点の3つ目は、外国語コミュニケーション能力の向上です。

児童・生徒の外国語コミュニケーション能力の向上については、ICT環境を生かしたデジタルコンテンツの有効活用と外国語指導助手の学校訪問や、町内3小学校とALTの母国をオンラインシステムでつないだ外国語コミュニケーション体験学習、中学校英語教員による小学校乗り入れ授業等、様々な実践的学習を計画的に進め、一層の外国語コミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

2つ目の柱である、豊かな人間性と健やかな体を育む教育について、4つの重点を申し上げます。

重点の1つ目は道德教育の充実です。

特別の教科道德における問題解決的・体験的学習を通し、回答が1つではない道德的課題に誠実に向き合い、考え、議論し、他者との関わりの中でよりよく生きる力の育成と、誰に対しても正義と公正さを重んじ、差別をすることや偏見を持つことなく公平な態度で接することのできる人格の完成を目指し、教員一人ひとりが自らの人間性や倫理観を高め、望ましい道德教育・人権教育の推進に努めてまいります。

重点の2つ目は、キャリア教育の推進と体験的学習の充実です。

キャリア教育の推進については、多様な人材による体験談や職業現場の見学・実体験等を通して、社会的・職業的自立に向けて自らの在り方や生き方を主体的に考えられるよう、社会との接続を意識できる体験的学習機会の設定が不可欠です。

そのため、職場体験、インターンシップなどの体験的な学習を効果的に活用し、教育活動全体

を通して、自分らしい在り方や生き方を実現するための力の育成に努めるとともに、小中9年間の一貫したキャリア教育の推進を目的とした小中全学年におけるキャリアパスポートのデジタル化を進めてまいります。

また、2018年度から、創造の翼事業の一環として実施している厚沢部中学校道外修学旅行が、異なった気候・風土・歴史・文化等にじかに触れることでの視野の広がりや見識の深まりによって、ふるさと厚沢部を見つめ直すすばらしい機会となっていることから、企画内容の工夫改善とともに費用の全額支援を継続してまいります。

重点の3つ目は、いじめや不登校・児童虐待への対応です。

いじめの未然防止と適切な対処のため、定期的ないじめアンケートや教育相談を実施し、積極的認知と迅速な対応を可能にする校内体制を一層充実させるとともに、ネットトラブルの未然防止や状況把握のため、定期的なネットパトロールを継続し、様々な機会を通して情報モラルの育成を図ってまいります。

不登校や児童虐待については、家庭や関係機関との密な連携の下、日々の声かけや教育活動を通じた未然防止・早期発見に取り組むとともに、背景として考えられる小4ビハインドや中1ギャップ、ヤングケアラー等の様々な要因について理解を深め、児童・生徒の抱える悩みに寄り添った支援と関係機関との迅速な連携・対応に努めてまいります。

特にヤングケアラーについては、昨年度当初に独自のヒアリング調査を小・中学校において実施し、教育活動全体を通じた気づきの重要性と、複数での情報共有・確認・相談等迅速な対応に努めてまいりました。

今後も、児童・生徒・教職員・保護者等のヤングケアラーに対する認識を深めるとともに、関

係機関との連携体制構築に取り組んでまいります。

重点の4つ目は健康教育の推進です。

体力・運動能力の向上については、新学習指導要領に基づいた各校の取組を進めるとともに、小学校体育における指導力向上のため、令和2年度から配置の体育専科教員による巡回指導を継続して行うなど、一層の体力・運動能力向上に努めてまいります。

食育については、食への関心を高めるとともに、正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、各学校において計画的な学習を展開するとともに、栄養教諭による食育指導を継続してまいります。

また、学校給食については、総合給食センターの安全管理を徹底し、安心・安全で手作り感のあるおいしい給食の提供と、地場産品の積極的活用やアレルギー対応食の充実に今後も努めてまいります。

さらには、がん教育やフッ化物洗口につきましても、関係機関との連携の下、学校における保健教育の一環として引き続き取り組んでまいります。

3つ目の柱である、信頼される学校づくりの推進について5つの重点を申し上げます。

重点の1つ目は、学校における働き方改革です。

学校における働き方改革については、北海道アクションプランに基づき、個の気づき、チームの対話・地域との協働に取り組んでまいりました。今後も、時間外在校時間の縮減に向けた働き方の見直し、授業改善や子供と向き合う時間の確保に努め、効果的な教育活動を行うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの充実に向け支援してまいります。

重点の2つ目は、異校種間の連携・接続の推進です。

認定こども園と小学校の連携・協力による小1プロブレムの解消や、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの相互理解を基にした、スムーズで効果的な接続と連携に、引き続き努めてまいります。

また、小・中学校間の円滑な接続のため、厚沢部町スタンダード5の共通理解と、児童・生徒一人ひとりのスタディーログをはじめとしたデジタルポートフォリオの作成と引継ぎによる、つまずきのない一貫した指導体制の構築に努めてまいります。

さらには、町内全小学校による合同の宿泊研修や修学旅行等、3校合同で行う学習活動の充実を図り、中1ギャップの未然防止と段差のない小中一貫教育の実現に向けた取組を進めてまいります。

重点の3つ目は、教職員の資質・能力の向上です。

学校力の要である教師の使命感や責任感、教科や教職に関する専門的知識等、その資質・能力の向上に努めることは最優先事項であり、予測困難な未来を生きる子供たちに対する最大の責任です。

そのため、急激に変化する時代の要請や多様化する教育課題に対応できる力、専門性の進化と向上等、求められる資質・能力の育成に向けた研究・研修を一層推進してまいります。

さらには、教育研究会や学校保健会、ICT教育推進委員会、へき地・複式教育連盟等の各研究・研修活動の充実を図るため、引き続き支援を図ってまいります。

加えて、児童・生徒や保護者、地域の方々の信頼に応えるためにも、教職員の服務規律や法令の遵守について徹底を図り、不祥事の根絶と未然防止に努めてまいります。

重点の4つ目は、学校における安全教育の充実です。

児童・生徒が生き生きと活動し学ぶためには、安心・安全な環境の確保が重要です。そのため、学校における危機管理マニュアルを活用した教員研修を充実させるとともに、関係機関との連携による指定伝染病等の対策・予防、交通安全教室や防犯教室、通学路の安全点検・指導等、危機管理体制の一層の強化を図り、災害時には、児童・生徒自ら適切な判断や行動を取ることができるよう、避難訓練や講習会等の充実に努めてまいります。

また、防災関係機関の協力の下、児童・生徒の防災意識を高め、危機対応能力の育成を図る1日防災学校を、令和4年度は厚沢部小学校で実施いたします。

さらに、ネット犯罪の防止や情報モラルの育成を図るため、関係機関協力の下、ネット安全教室やサイバー犯罪防止教室等の実施に努めてまいります。

重点の5つ目は、学校教育環境の整備・充実です。

学校教育環境の整備・充実につきましては、校舎の経年劣化による修繕やG I G AスクールによるI C T環境、防災環境の整備等、緊急性の高いものからできる限り速やかに対応してまいりました。

しかしながら、厚沢部小学校築45年、鶉小学校築38年、館小学校築39年、厚沢部中学校築44年と、決して望ましい教育環境とは言えない状況にあることから、今後も迅速な対応整備を継続するとともに、小中一貫教育推進ユニットや同プロジェクト、合同C S等での新しい教育環境整備に向けた、ソフト・ハード両面における具体的な協議を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

ライフステージに応じた学びの充実を地域社会の活力へとつなげられる、多様性を尊重し共に高め支え合う生涯学習社会の実現に向け、次の7つの柱について引き続き取り組んでまいりま

す。

1 つ目の柱である家庭教育支援の充実について申し上げます。

全ての教育の起点である家庭が持つ、子供たちの健やかな成長基盤としての機能がますます重要視されており、家庭・地域・学校・関係機関を含めた地域社会全体が、世代を超えた対話や交流を通して、家庭教育に関わる課題を共有し、その解決に向けて協働・支援していくことが求められております。

そのため、家庭教育について気軽に相談できる機会の提供や、子育て経験者による地域のネットワークづくりなど、共に支え合う互恵的で循環的な支援体制の創出に向け、世代間交流機会や親子参加型活動、「早寝早起き朝ごはん運動」等、地域や関係団体との連携による持続性のある家庭教育支援を推進してまいります。

2 つ目の柱である青少年の健全育成について申し上げます。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代には一層重要になるであろう、人や自然との関わりにおける豊かな人間性や社会性の育成を目的に、親子体験フェスタ in 厚沢部川や、少年少女体験塾、親子で体験！高齢者サロン交流会等、地域の魅力に触れ地域に学ぶ、多様な体験活動や交流学習の継続と充実に努めてまいります。

また、社会活動参画の促進とともに、青少年活動におけるリーダーの育成が求められており、関係団体との連携・協働による青少年健全育成に係る体制づくりや活動への支援を継続するとともに、青少年活動の活性化に積極的に取り組むことのできる人材の発掘と育成に努めてまいります。

3 つ目の柱である、人生 100 年時代の学びと活躍機会の支援について申し上げます。

人生１００年時代のライフステージにおける学びの充実と成果が、地域の活力や課題解決へとつながる、誰もが生き生きとして高め合い、支え合える生涯学習社会の実現が求められております。

そのため、類を見ない少子・高齢化の未来、地域社会の学びを牽引しつなげていくことのできる人材の育成に努めるとともに、多様な人材が活躍できる機会を支援し、様々な地域社会に気軽に参画・活躍できる環境づくりと、異年齢・異業種間等の交流を推進してまいります。

さらには、町民の４０パーセント以上を占める高齢者の方々が、これまで培った知恵や技術を生かして活躍する伝統技能伝承講座や、互いに交流し学び合う場としての幸齢者学級の充実に努めてまいります。

４つ目の柱である文化芸術活動の充実について申し上げます。

心のゆとりや潤いの源となる文化芸術に親しむことのできる持続的環境の充実が求められております。

そのため、地域文化活動の活性化に向け、芸術や文化に触れる機会の提供や文化伝承の環境づくりをはじめ、文化協会を中心とした各種文化団体の活動や町民文化祭の充実と発展に努めるとともに、支援を継続してまいります。

また、児童・生徒の豊かな情操の涵養を目的に、音楽や演劇等優れた芸術や文化に触れることができる児童生徒芸術鑑賞会を持続するとともに、町民文化講演会が町民にとって新たな発見や感動が得られる新鮮で楽しい学びの場となるよう、幅広い分野にわたる内容の企画・選定に努めてまいります。

５つ目の柱である文化財の保存・整備について申し上げます。

厚沢部町には、先人から引き継がれてきた伝統文化や歴史的建造物跡、天然記念物「鶉川ゴヨウマツ」等があり、その保存・伝承と有効活用が求められております。

そのため、保存・伝承を担う後継者の育成とともに、文化財の維持管理に向けた取組や、価値や魅力の効果的な情報発信の工夫・改善を図ってまいります。

町指定文化財である獅子舞については、町内各団体による交流会や小学校の総合的な学習の時間等での、郷土芸能や伝統文化の保存・伝承活動を支援し、ふるさと厚沢部の魅力やすばらしさを伝えられる人材の育成支援に努めてまいります。

史跡館城跡保存整備事業については、整備検討委員会による基本計画の修正及び基本設計・実施設計へ向けた取組を進めるとともに、広報やホームページによる情報発信を行い、開かれた事業として今後も推進してまいります。

また、維持管理にかかる次世代の負担を軽減するため、館城の価値を効果的かつ分かりやすく伝えられるAR等デジタル技術の活用に積極的に取り組んでまいります。

郷土資料館については、展示資料の点検・整備・改善に努め、定期的な企画展示や学校と連携した郷土学習を実施するなど有効活用に取り組んでまいります。

6つ目の柱である生涯スポーツの振興について申し上げます。

生涯にわたってスポーツに親しむ機会の拡充は、心身のリフレッシュや健康増進等、生活に潤いと元気をもたらし、人生100年時代を生きていく上で大変重要な要素となります。

そのため、スポーツ協会やスポーツ推進委員、各種スポーツ少年団指導者等の協力の下、スポーツを気軽に楽しむ機会の提供や環境づくり、健康増進を目的とした研修講座等の企画・開催に取り組むとともに、総合体育館、多目的交流広場、総合グラウンド、プールなど、各種社会体育

施設の適切な維持管理と保全に努めてまいります。

また、町内各スポーツ団体の活動の充実に向けた支援を継続するとともに、関係機関・団体との連携の下、各種研修会による指導者の育成と資質向上に努めてまいります。

7つ目の柱である図書館活動の充実について申し上げます。

町民の多様な学習機会の提供や地域情報センターとしての役割を果たすとともに、子供たちが図書館活動を通じて読書に親しみ、読書習慣を身につけられるよう、魅力ある図書館としての環境づくりに努めてまいります。

館内蔵書については、利用者の様々なニーズや時流に応じた蔵書の整備・充実に努めるとともに、「厚沢部町『子どもに読んでほしい・友達に読んでほしいこの一冊』50選」を継続し、児童・生徒の読書活動の啓発と利用促進に向けた情報提供を今後も積極的に進めてまいります。

また、読み聞かせ活動に参加するボランティア人材の発掘・育成に努めるとともに、ブックスタート・フォローアップ事業や、図書館クリスマス会、図書館祭り等を継続し、読書啓発機会の提供と充実を図ってまいります。

さらには、読書経験不足の改善や読書習慣の定着、情報活用能力・論理的思考力の向上等が期待されるビブリオバトルの継続を支援するとともに、移動図書館バスの活用や町外図書館との相互貸借、児童・生徒の読書感想文集の発行等、各学校や関係機関との連携の下、読書環境の整備と充実に取り組んでまいります。

以上、令和4年度教育行政推進の基本姿勢及び重点施策について申し上げます。

新学習指導要領が、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となりました。

その前文には、持続可能な社会の創り手の育成が掲げられており、世界的な気候変動、生物多

様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、地球規模の様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が次の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、課題先進国である我が国が、2002年国連総会に提唱した持続可能な開発のための教育の理念が反映されています。

コロナ禍を境に、今までの前提や常識が覆されていくのを目の当たりにし、不透明で予測困難な未来が、類を見ない少子・高齢化社会を生きる子供たちにどのような形で訪れるかを想像するとともに、他者や社会の様々な問題に関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え責任ある行動を取ることができる個人を育むには、どのような教育環境が必要なのかを考えたと、私たちが取り組むべき喫緊の課題が、冒頭に述べたごとく、おのずと見えてきます。

子供たち一人ひとりの可能性を引き出すチャンスのは、彼らの人生を左右するかけがえのないものであり、その提供は私たち大人の第一義的責任です。

そして、連続した段差のない義務教育9年間の一貫した教育課程こそが、子供たちの目指す9年後の姿から逆算した各学年における達成目標を鮮明にし、小中の校種を超えた共創による主体的対話的で深い学びの実現を可能にします。

厚沢部町教育委員会といたしましては、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えて、教職員・保護者・地域が手をつなぎ、その中心に子供たちを置いて、笑顔で守り育て導く姿を見せることが何より重要であり、それこそが、夢のある持続可能な地域社会を形成する源であると考えます。

教職員・保護者・地域が、将来を担う子供たちの学びの伴走者として、一体となった学校教育の充実と、町民一人ひとりが生き生きと学び合い、支え合い、高め合う生涯学習社会の実現に向けて、関係機関との緊密な連携を基に、組織一丸となったスピード感のある取組を進めてまいり

議 議 議 議 上 戸 議 員	ます。 町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和４年度教育行政執行方針といたします。 日程第５ 一般質問の通告がありましたので、発言を許可をします。 発言の順序は受付順とします。 初めに、７番、上戸昌行議員 ７番、上戸議員 それでは、議長の許可を得ましたので私の一般質問を行います。 内容については農業振興方策についてでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 令和２年度から令和６年度を計画期間とする「農に生きるパート７」があるのですけれども、今年が中間年に当たるといふことで、２年間の実績を踏まえながら今後の農業振興方策を講ずる必要もあると思ひますけれども、今回は、第６次厚沢部町総合計画に掲載している農業振興について質問いたします。 町では、農業振興にＧＰＳガイダンスなどのスマート農業を推進し、これの取り進めを行ってるところであります、いずれも大規模農家を対象にしたものではないかと思ふところあります。 当町では農業者の高齢化が進んでおり、離農地を地域の担い手が集積するのは当然の成り行きで、おのずと経営規模の拡大が進むものと思ひます。 しかしながら、中小規模の高齢者が１年でも長く農業を継続できることが、地域コミュニティーの維持を図る上でも必要であります。ついては、次の事項について町長の所見をお伺ひします
--	--

のでよろしくをお願いします。

まず1点目は、地域条件に合った農産物、高品質な特産づくりであります。

総合計画の中で、厚沢部町に合った新規作物の導入や品種改良を進めるとしてはいますが、具体的な新規作物の候補があればお知らせ願いたいと思います。

また、厚沢部町特産の山ゴボウの種子が入手できなく、去年は耕作を断念する農家も多いと聞いております。町で助成して種子栽培を奨励する等の考えがないものか、併せてお聞かせ願いたいと思います。

続いて、2点目でありますけれども、農業振興の担い手育成であります。

「地域協業組織の組織化、数戸による法人化の検討・推進」と記載されていますが、今後、組織化・法人化される見込みがどれくらいあるのかお知らせ願いたいと思います。

また、道内では新規就農者が増加している町もある中、当町においては農業の第三者継承や新規就農者増加等が遅々として進まない現状にあります。この要因と今後の対応策があればお聞かせ願いたいと思います。

続いて、3点目になりますけれども農地の利用促進であります。

耕作放棄地の発生防止に努める等の内容が記載されていますけれども、当町においての耕作放棄地面積はどれぐらいの面積があって、どのように対処する計画かお聞かせ願います。

最後の4点目でありますけれども、あっさぶメイクインの知名度向上であります。

当町の特産品としてのメイクインの知名度向上のため、SNS等での情報発信をうたっていますが、SNSは見る人も少なく、購買層に対するアピールが弱いと思うところであります。

当町は、メイクインの発祥の地として、大正14年の試作から97年経ち、先人たちの努力に

議 町 長 長	よって、京阪神中心に地域ブランドとして確立した経過にあります。今のマークインは、ブランドとしてはだんだん退化しているというふうな感じがするわけでありますけれども、これを進化させるようなPRを期待するところであります。何か特別な対応策があればお聞かせ願いたいと思います。 また、道の駅での野菜や規格外マークイン販売も好調のようですけれども、品質を保つことが将来的にも必要だと思いますので、これの管理についてどのように指導しているのか御説明願います。 以上でありますのでよろしく御回答をお願いします。 町長 上戸議員の農業振興方策についてということの、大変大きい課題だと思っております。 まず1点目の、質問の1点目の、地域条件に合った農産物、高品質な特産品づくりについてでありますけれども、厚沢部町の農業の特色のある展開を図ると。農業の安定的・持続的展開を図るために、新規作物の導入や品種の改良などの取組が必要というふうに総合計画の中で位置づけているところであります。 その中でも、立茎アスパラガスは、地域振興作物として、近年、作付面積が増えるとともに、伏せ込みアスパラガス栽培の取組も行われるようになりまして、また、ブロッコリーについても高収益作物として期待を持てるところであります、収量や品質向上などの栽培技術の確立が求められているところであります。 また、作物導入に当たっては、輪作体系への組入れや、機械や施設の必要性、ニーズの把握や販路の確保などの生産から販売までの総合的な取組が必要なために、農業者や生産者組織等の声
-------------------------------	---

を聞きつつ、継続的に新規作物の導入に取り組んでまいりたい。

また、新規作物同様に、今ある作物の品質の維持、それから向上を図り、しっかりと育て伸ばす地道な取組の継続や、新たな技術導入も重要であることから、スマート農業も推進しながら、GPSガイダンス導入や立茎アスパラガスの自動かん水実証試験などの新たな技術導入の取組も行っているところであります。

それと同時に、山ゴボウの種子栽培についてですけれども、作付に必要な量の種子を国内で確保するのが難しく、安定した種子確保が困難なことから作付面積が減少している状況にあります。

現在、農業活性化センターでも関わりながら、生産者の圃場において自家採種試験にも取り組んでいるところであります。

町といたしましては、山ゴボウを特産として守り育てていくために、自家採種を行う上での技術的な課題等を把握して、農協や生産者部会との協議を行いながら、どのような支援が必要なのか検討してまいりたい、こういうふうに思います。

それから、2つ目のこの、地域農業の担い手育成についてですが、現在、町内には9つの法人があります。法人化に当たって、1戸の経営体で営農を継続するのか、一部協業にも取り組みながら営農するのか。または、大規模化し、スケールメリットを生かした経営を行うのかなど様々なこの選択肢があるわけでありまして、農家の皆さんが今後どのような経営を行うのかによって判断されるものであります。

今後においては、人・農地プランの目標地図策定における取組の中で、中心経営体への農地の集積・集約を進める地域での話し合いに積極的に参画しながら、法人化を希望される農業者等の

把握に努めてまいります。

次に、新規就農が進まない、このような御指摘であります。これまで新規就農者5名、後継就農者23名が現在就農して、地域における中心的な農家として活躍しているところであります。将来の厚沢部農業を背負っていく者として、大いに期待をしているところであります。

これまで、本町におきましては、農業担い手育成条例を整備し支援を行うこととし、農業担い手育成対策協議会、こういうものにより、関係機関が一体となってサポートするという体制の整備に努めてきたところであり、引き続きサポート体制の充実を図るとともに、人・農地プラン等の実質化の取組の中で、新規就農者が確保可能な農地の把握に努めてまいりたいと、このように考えます。

3点目の、農地の利用増進であります。本町の耕作放棄地の面積は、今年度の農地利用状況調査では2.3ヘクタールとなっております。今後、高齢化や担い手不足によりまして農地の荒廃化が懸念され、町としましては、農業委員会と連携の上で、再生利用が困難な農地については、非農地判断等を適切に実施してまいりたいというふうに考えております。

また、将来の農地利用の在り方については、人・農地プランにおける目標地図策定の取組の中で、10年後の目指すべき農地の効率的・総合的な利用について、農業者、所有者と共に検討してまいります。

4点目の、このあっさぶマークインの知名度向上についてでありますけれども、マークインのブランドがだんだん退化しているとの御指摘でありますけれども、本町といたしましては、あっさぶマークインのブランド化の強化に向けて、物販出展やPRイベント、SNSでの情報等に継続しながらも取り組んでおりまして、ブランド力の向上を図るために、今年の1月27日に、新

議 長 上 戸 議 員	はこだて農業協同組合を申請人としまして、あっさぶマークインの地域団体商標登録の出願を終えたところであります。 今後も継続した取組により、ブランド力の向上、強化に努めてまいります。 また、道の駅で販売する農産物の品質管理につきましては、規格外品としての販売も行っておりまして、店舗スタッフが陳列された農産物の確認を行いながらも、品質の悪くなったものは出荷者に連絡するなどして対応するとともに、商品の管理に努めているところでございます。 このような状況の中で、完成品、あるいはこういうはねもの、こういうものもあえてあの中で販売をしていると、こういうことでございますので、その辺も御理解をいただきたいというふうに思います。 7 番、上戸議員 詳しい回答をしていただきましてありがとうございます。 若干でありますけれども再質問させていただきます。 まず、1 番目の高品質な特産品づくり、新規作物も含めてのところでありましてけれども、今新規作物をどうするこうすると言っても、なかなか出てこないのが実情だというふうに思っております。 J Aにも確認したところ、同じように、難しいだろうなというようなことで、理由は、人手が足りないだとかハウス等の設備が必要だとか、強制ができないということもネックとなっているということで、トマトも駄目、ピーマンも駄目ということで、今後伸びる可能性あるものは長ねぎとブロッコリーではないかなというふうなことを言われております。 回答の中で伏せ込みアスパラのことが出ておりましたけれども、手間が非常にかかるようであ
------------------------	---

議 長 農 林 課 長	りまして、現在は公社を除いて二、三戸の農家がいるだけというふうな状況であります。 なおかつ、今年のように燃料が高くて、もう大変だというような声も聞こえてきまして、来年から作付するのかどうかということも難しい状況であるのかなというふうに思いますけれども、今、もう３月ですから今ではもう遅いかも分かりませんが、この燃料高騰に対して、町のほうでは何かよい対策、対応策でも持ち合わせているのであればお知らせ願いたいと思います。 また、去年の一般質問でも振興作物の内容を聞いた経過にもありますけれども、ブロッコリーは製氷機がネックになっているとか、長ねぎは収穫機だとか移植の機械化がネックになっているとか、カボチャについては、品種が統一されないのではなかなか産地確立にはならないだとかというふうなことがあるそうでありますけれども、この辺の指導方向について、何か考えがあれば、あわせてお答えをお願いしたいと思います。 農林課長 上戸議員御質問の、まず燃料の高騰対策であります。 これにつきましては、国のほうで燃油高騰対策、これを正式決定したというような報道もございました。 こういった、これからの補助事業への取組を検討する形にはなりますが、こういった国の燃油高騰対策の補助事業を活用しながら、伏せ込みアスパラガスの生産者の方にお伝えしてまいりたいというふうに考えております。 また、あと長ねぎですか、これにつきましては、平成２５年度ですか、道の補助事業を活用しまして、長ねぎの収穫機、５台程度だったと思いますが生産者に導入を図ったところでもあります。
------------------------	---

議 長 上 戸 議 員	こうした、生産者さんが新規作物作付への取組の中で課題となっている部分については、これまでも機械導入等により支援してまいりましたし、今後も生産者の方の声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。 以上です。 7 番、上戸議員 2 つ目の、ブロッコリーだとか長ねぎだとか、すばったした回答はなかなかできないのかなというふうに思いますけれども、1 点目の燃料の高騰対策、これも、過ぎてしまったからしようがないんだというふうな、何となくニュアンスに聞こえて、これから国のいろいろな対策に乗っかっていくのだとかというふうな聞こえ方なのですけれども、何か、これ農協のほうに聞くと、燃料の高騰対策もあるのだけれども、3 戸以上が固まらなないと該当にならないだとか、何かそういうふうなことがあのですけれども、この辺は、うちの町としては乗っかっていけるというふうな感触はつかんでいるのかどうか、これを伺いたいと思います。
議 長 農 林 課 長	農林課長 国の燃料高騰対策につきましては、御指摘のとおり 3 戸以上という取組が要件となっております。 ただ、報道等によりますと、これからの話にはなりますが、現行制度の中で拡充をした上で取組を検討していくというような報道もございますので、次期作に向けてという形にはなりますが、こうした国の事業を使いながら、生産者さんに周知を図った上で、伏せ込みアスパラガス、燃料高騰で断念された方もいらっしゃると思いますので、次年度に向けては周知を図って、また再開を考えられるような生産者さんが出てこられるように進めてまいりたいと考えております。

議 長 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 余り、この燃料の高騰だけで引っ張るつもりもないのですけれども、このようなこと、今、何が大事なのだろうと、大変なのだろうというふうなことを常に見たりして聞いたりして、なるべく早く対応するのが本質ではないかなというふうに思うわけですよ。 それで、国のほうで、農家が大変だろうなというふうなことで、今、補助事業をやるよと言う前に、もっと、道なり国のほうに申込みするだとか、そういうふうな早めの対応も心がけていただきたいというふうに思います。 それと、立茎アスパラの関係で自動かん水施設もやるというふうなことの回答でありましたけれども、生産者の労力軽減のため、町のほうでも、金銭的にも力を入れて取り進めていただきたいというふうに思います。 それと、続いて、山ゴボウの種の関係で、若干再質問させていただきます。 山ゴボウも何十年も厚沢部町で作付されている特産物となっております。 この種子の関係で作付ができない状況となっております。去年は100キロの注文あったそうです。10アール当たり2キロ使うそうなのですけれども、100キロの注文に対して5割の50キロの配付というふうな状況だったそうです。 山ゴボウの種の、種子の産地は長野県と外国の中国ということで入手がだんだん難しくなっているよというふうなことでありました。 ちなみに今年については、面積は分かりませんが、昨年減った分の面積そのままであれば50キロで間に合うのだろうと思いますけれども、何とか生産者の希望どおりに配付できる見通しがついているというふうなことであります。
------------------------	--

議 町	それと、種子の試験栽培やっているというふうなことで、2アール作付して、4キロから5キロ収穫されたということでもあります。これは、9月から毎日手摘みで収穫をしなければ駄目なのだというふうなことで手間のかかるものでありますけれども、軽作業でできるので老人向きでないかなと私なりには思っております。 山ゴボウの種子でありますけれども、外国に頼るにしても、危険分散の関係で、当町である程度種子を生産したほうがよいというふうに私は思いますけれども、町のほうで支援が必要なのか検討するというふうなことの回答でありますけれども、積極的な対応をお願いしたいということで考えていますので、いま一度、このことについて説明、力強い言葉をいただきたいというふうに思いますのでよろしく御回答をお願いします。 町長 今、上戸議員から、それぞれ農業振興方策の中でも、こういうことが今、厚沢部町ではというふうなお話であります。 1つは、もうちょっと具体的にお話ししたいと思います。 まず、農産物の高品質、特産品づくりというものは、上戸さんも御承知のように、厚沢部町ではいろいろなものがあります。この付加価値向上と販路拡大というのが一番必要になるわけですから、そういう中で、国内の都市部だとか、アジア、海外のほうに一部産品が、加工品だとかそういうものが、もう既に厚沢部町から大きく出ています。これ、町内の農家の方々は余りよく承知していないのではないかと思いますけれども、一例を申し上げますと、大規模農家、ここで言われているスマート農業をやるような大規模農家ばかりではないかという指摘もありますけれども、そうではなくて、例を申し上げますと、あっさぶ農匠という若い人たちのグループが
----------------	--

あります。このグループは、それぞれグローバル産地づくり事業を活用しながら、令和２年度から、シンガポール、マレーシア、香港、台湾など、こういうところを精力的に、今、物を出しております。

令和２年度からそういう売上げを伸ばしておりまして、今９人の若い農家の方々にそういう体制を組みながら、自ら担い手の連中が集まってこういう事業を進めていると。

特にその中で、ＧＦＰ事業といって、これ国の事業であります、今これ、そのグループが受けて、５９０万円くらいの事業でありますけれども、それもやりながら、端境期等の産地育成事業７，４４０万円をこの９人で国から受けて、町の予算をくぐりません。農水省から直接受けて、この７，４４０万円の端境期事業を受けてこのグループがやっております。

それと、令和４年度から、今度は新しい年度からスマート農業の産地形成事業というのもの、これ、農水省から直接受けてこのグループが取り組むということももう確定しております。

こういうふうに、担い手の連中が、自らの農業生産分もさることながら、こういう銘柄をつくるためにこの９人はカボチャをやっています。カボチャ専用、こういう輸出等も含めて大きな仕事をしております。

こういうのが、先ほど申し上げましたように、町内には、既にもう９個の農業法人ができていると。この３年間で、もう、どんどんこの農業法人ができている。そして、それぞれに大きな目標を持ちながら取り組んでいると。こういうのが現状であります。

私は、この担い手なり農業後継者というのは、非常に厚沢部町はこの三、四年で大きく育っているというふうに思っております。去年の作だって、農協の生産額見ますと大したことないなと思いながらも、実際の今、比較調査をしてみますと、とてつもない大きな伸びになっておりま

す。今年は、結果はもう少しで出ますけれども。

こういうものの中で、厚沢部町のこの担い手農家、それと、このスマート農業の連中も数多くできて、どんどん、大きい規模でなければはまれんではなくて、小さいものもみんな入ってこういうふうにして、こういう大きな事業を進めているというのが現状であります。

ですから、私はこの厚沢部町の農業について、道南はもとより、北海道の中でも図抜けた、今、物すごい伸び方をしているというふうに承知しております。

そういうこともありますので、ブロッコリーだとか、山ゴボウだとかもろもろありますけれども、そういうものを生かしながら、これからもこの若い方々が伸ばしていきましょうと。

そして、山ゴボウの関係、先ほどお話しありましたけれども、今年、4年度は4町6反の農家からの希望です。4町6反。そして、去年は2町3反ですから、R3年は。だから、約倍近い面積が農家はやりたいよと。

種の確保でありますけれども、先ほど言いましたように、国内では長野から30キロ、それから、中国産のものが65キロ、こういうふうにとって、今これに対応しようと。ですから、去年は例外的に、極端に減りましたけれども、今年はぜひ、こういう面積を確保したいと、こういうことで今取り組んでおります。

採種につきましては先ほど話しありましたように、今、御案内、町内の農家の方が試験的に、今1戸でやっていただいて、農業活性化センターも入っていきながら、協力しながら、ぜひ、この採種を、確保というものを確立したいなと思いつつもやっていますけれども、なかなかこれ作業的に大変なもののようにあります。ぜひ、北海道では厚沢部町、中札内村ですか、が、今この山ゴボウの扱いをしているわけですが、これからもそういう採種の中できちんと確立で

	きれば、これはおのずから、これ、農業の作付体系から言っても、ちょうど、馬鈴薯だとかあいうものから時期のずれた作物になるわけですから非常に有効だなと。そして、高齢者農家にも扱いやすい作物になるであろうとこういうふうに思いますので、今後ともこの山ゴボウについては、種の採種のほうの確保というものを重点的に、そして、農業活性化センターでもいろいろ研究しながらこれからも取り組んでいくと、こういう考え方でおります。
議	長 一般質問の途中であります、休憩して昼食といたします。
議	長 午後は１時から再開いたします。（１２：０６）
議	長 午前中に引き続き会議を開きます（１３：００）
議	長 一般質問を続行いたします。
議	長 上戸議員の持ち時間は、あと３５分です。
議	長 ７番、上戸議員、どうぞ
上	戸 議員 それでは、２つ目の地域農業の担い手の育成の関係、これについて、若干質問させていただきます。
議	回答では、これまで新規就農者５名、後継就農者２３名が就農していることだとか、人・農地プラン等の実質化の取組の中で、新規就農者が確保可能な農地の確保に努めてまいりたいと考えているというふうな回答でありました。 インターネットで検索すると、ある町では、平成２５年から２４組３７人が就農しているのだとか、そういうものがばんばん出てくるわけです。これらのほうでも、町のほうの担当者は目を通していているものと思いますけれども、露地農業だとかをやりたいという人に対するアピールが、当町とは何が違うのか把握しながら対応するべきと考えておりますけれども、この辺の考え方につ

議 長 農 林 課 長	いて、もう一度お伺いしたいと思います。 それと、もう一つ、これも去年の３月の一般質問でも質問しましたがけれども、厚沢部町の新規就農者の募集チラシの中で、おおむね４５歳以下、夫婦限定であると。さらに、５００万円程度の預貯金があることというふうな募集の仕方をしているパンフレット。 去年も言いましたけれども、これについては、この内容ではなかなか該当者が現れないというふうに思いますけれども、これをどうふうに改善したのか、それとも、構わないでそのままやっているのか、これを併せて御説明をお願いしたいと思います。 農林課長 まず、新規就農者、他町についてであります、平成２５年度より、２４組３７名の就農があるという町もあるという御指摘でございます。 私どもの町としましては、畑作については、第三者継承を含めた短期研修、そして、短期研修が終わって、長期研修につなげていくというような取組で進めているところであります。 ただ、特に畑作においては、継承に当たっては、やっぱり継承を希望される農業者さん、これの掘り起こしが、まだちょっと現時点では、なかなか十分でなかったのかなと思っているところであります。 これについては、引き続き継承希望者の掘り起こしをしながら継承につなげていくことにはなるんですが、ただ、継承に当たって、最初の就農間もない時期の資金ですとか財産をどのように賃貸する、新規就農者に売り渡すというような取組も、そこで個別に相談するケースもあるかと思います。こういったものは、個々に、町も入りながら、相談しながらうまく円滑に継承できればとは思っているんですが、それについては、今後充実させていきたいというふうに考
------------------------	--

議 上 戸 議 員 議 長	えているところです。 ただ、４５歳以下、夫婦で、５００万円程度の預貯金を持っていることというのは、これについても、就農開始間もないときに支援はあるんですけども、設備投資だとかに当たっては、一定の預貯金があったほうが、その後の経営安定に向けてはいいだろうという判断で設定してきたところであります。 これについては、３月に、担い手協議会の総会を開催する予定でありまして、上戸議員御指摘の部分で踏まえて、協議会の中でもんで、見直していこうかというふうに考えておりますので、見直しの結果が出ましたら御報告したいと思っております。 以上です。 ７番、上戸議員 後段のほうのチラシの関係なんですけれども、去年も同じようなことを言ったわけです。それで、今年の今年の３月の担い手協議会で検討すると、１年がかりですよ。 それと、去年もパンフレット見せましたけれども、載っているのは、前の代表幹事の方が載っているわけでありましてけれども、こういうふうに、新規就農者募集というふうにパンフレットまで出してやっているわけで、そこで１人もいない。それと条件、これからどういうふうに詰めていったらいいのかとかというふうなことを、これからやるみたいなニュアンスの回答ですよ。 ちょっと私としては、急がないなというふうなイメージ受けるんですけども、どうなんでしょうね。もう少しきばきと、ものを進めるというふうなことができないものなののでしょうか、もう一度答えていただきたいと思います。 農林課長
-----------------------------	--

農 林 課 長	見直しの迅速化に当たっては、御指摘のとおり、速やかに進めていくところではありますが、500万円預貯金につきましては、これについては、やっぱりその後の経営安定というところもありますので、この部分については、なかなか変更も難しいかなというふうにも考えておるところです。 ただ、国の新たな新規就農者に向かったの支援というものもありますので、こういったものが令和4年度出てくる予定です。これを踏まえて、預貯金だとか、就農後5年程度の資金確保に当たっては、預貯金、そこまで求めなくてもいいんじゃないかというような判断も出てくるかと思っていますので、国の制度を見つつ、町の要件を見直してまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 今、500万円にこだわった答えいただいたんですけれども、私、別にこの500万円がどうかこうだというふうなことでこだわっているわけでもないんですけれども、できれば500万円に限らず、1,000万円でも1,500万円でも自己資本はあったほうがいいと思うんです。 だけども、これを前面に出すんでなくて、この500万円については、いろんな手立てで、何とか分割払いでも何でもいいんだけれども、そういうふうなやり方だってできるんでないかなというふうに思うんです。 だから、今の答弁を聞くと、課長は、もう最初からこの500万円は外せないなというふうな言い方に聞こえたんですけれども、そうすると私としては、ああ、もう絶対来る人いないなというように判断せざるを得ないというふうに思うんです。どうしても前に出して広告しねばならない内容かどうかを、もう一回答えていただきたいと思います。

議 町 長 長	町長 傍聴席から、マスク外せという注意がありました。マスクを外して申し上げます。 この担い手対策については、町としてはいろいろな方策を取っております。そういう中で、かつては、コロナのまん延する前は、東京、名古屋、大阪で、それぞれ私どもの会社が行って、そして、向こうでいろいろ折衝しながら、PRをしながら、そういう方々を案内したという経緯が、ずっと二、三年前までであったわけです。 コロナの関係でこういう機会がなくなったものですから、今、課長言うように、一つのチラシで、これは確かに、あれを見て、はい、来ますなんていうことはほとんどあり得ない話。そういうふうに私も思います。 今いずれにしても、500万円だの1,000万円あったって、じゃ、農家で独り立ちできるかといったら、できるわけないんですから、国が今、新規就農については、まず1,000万円までという、国が出すというふうな。国が出して、国が500万円、道が250万円、町が250万円出せと、こういう案が出ているわけです。今それが、農業団体のほうからいろいろ指摘が入って、今、750万円にまで下げてきた、こういうふうな状況であります。まだまだ金の面については、私は、国もこれからまだまだ動くと思います。 実は、上戸議員も御承知、頑張ってもらって、女の方が中館の農家に入って、いろいろ研修してもらって、これは何とかいくのかなと思ったら、やっぱり自分の理想とは合わないということで、つい先月だったと思いますけれども、あきらめて、網走のほうの酪農のほうに行くと、こういうことで、実はうちのほう断念した経緯があります。 ですから、本州の若い方々の考え方というのは、至って酪農を容易に考えていると、こういう
-------------------------------	---

のがよく見えます。ですが、実際考えてみますと、畑作と酪農というのは店頭さんと番頭さんで、酪農のほうは、朝3時、4時から起きて仕事するわけですから、そういう面を考えると、実際行ってみると、全然思いと違ったということが出てくるわけです。

我々は畑作、特に厚沢部の農業は至って今、近代化の率先におりまして、トラクターでも何でも、よそでやっていないようなシステムを使ってやっているわけですから、本来はそういう方々に見ていただければ、まだまだ厚沢部の農業に好感を持てるだろうと、こういうふうに思うんです。

いずにしても、そういう方々を、これからは金ではなくて、厚沢部の農業の魅力をきちっと訴えるような、そういう機会を見つけながら移住者をつかみこもうと、こういう方向が一番身になるであろう、こういうふうに思います。

ですから、コロナの関係終わりますと、またさらなる本州のほうでの説明会なり何なりをやって、厚沢部の農業を少しずつこういうふうな中で、前に配ったチラシにあまりこだわらないで、ぜひ来ていただくというふうな考え方に切り替えていきたいと思います。

実は、去年の12月に、素敵な過疎の会社が、東京、名古屋のほうから5人の女性を連れてきて、厚沢部の農業後継者5人と面談をさせて、2日間にわたっていろいろと交際をし、そういう中で交際は実らなかったけれども、来た女の子が、ぜひ4月から私は移住したいと。この2日間で厚沢部を見て歩いた中で、私この町気に入ったと、ぜひ移住したいと、こういう申出がありました。移住して何をやりますかといったら、農業をやりますかといったら、農業もやりたいけれども自分ではやれないという中で、厚沢部にある仕事であれば何か見つけて、ぜひ厚沢部で暮らしてみたい。こういう方もおりましたので、ぜひ私は、そういう都会のほうで農村に憧れる若い人

議 長 上 戸 議 員	には、厚沢部をPRする機会をつくりながら、そういう厚沢部に入ってくるというふうなこれからの作戦をつくりたい、こういうふうに思います。 7番、上戸議員 町長が言われるように、厚沢部に来て農業をやりたいという人も、確かに、かなり多くの数があるかというふうに思うんです。 ですから、中館の人が網走に行ったとかという、そういうふうな事例もあるんだけど、来た人については、できる限り誠意を持って細かく応対をしてやるというようなことで、何とか厚沢部の定住につなげるように頑張っていたきたいというふうに思います。 続いて、次の農地利用推進の関係でありますけれども、耕作放棄地の関係でありますけれども、回答にありますように、非農地判断の適切化によりというふうにありますけれども、要するに、農地じゃなくて雑種地にすれば、耕作放棄地でねえべというふうなような回答に見えたんです。 ですけれども、問題はそこでなくて、そこに至る前に協業化だとか法人化、農業振興公社の活用だとか、いろんな農業関連の組織の連携を図りながら、農地の利用促進を取り進める必要があるというふうに思います。 この中で、この件に関しては、佐々木議員も詳しく、次の次に質問されるというふうに思いますけれども、回答に、人・農地プランにおける目標地図策定の取組の中で、10年後に目指すべき農地の効率化・総合的な利用について、農業者、所有者とともに検討するというふうにありますけれども、いつをめどに作成するかだけ、簡単にお答えいただきたいと思います。 農林課長
議 長	

農 林 課 長	人・農地プランの見直しに当たっては、今、国の制度が改正されますが、２年間の期間を持って、プランの見直し、目標地図を作成しなさいということになろうかと思います。 以上です。
議 長 上 戸 議 員	７番、上戸議員 分かりました。立派なプランを作成していただきたいと思います。 それで、最後のメイクインの知名度向上に対する再質問でありますけれども、メイクインの知名度向上については、この件に関しては、私もいろいろとあるわけでありますけれども、次の中山議員が、私よりももっと詳しく質問するというふうなことがありますので、私からの再質問は割愛いたしまして、道の駅の農産物の品質管理について、ちょっともう一度聞きたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。 回答では、店舗のスタッフが、陳列された農産物の確認を行って、品質の悪くなったものは生産者に連絡するなどの対応をするとともに、商品の管理に努めているということを理解しているとのことであります。 道の駅では、常に新鮮なものを、お手頃価格で販売している関係から、お客さんも納得されて購入されているものと思います。また、道の駅には、生産者組織がないということで、年２回程度の生産者会議を開催して、出品ルールの品質の保持に努めているということでもありますけれども、言い換えれば、ある程度、自由裁量に任せているというふうな状況にもあるのかなというふうに思います。 お題がメイクインの品質向上でありますので、話を戻しますと、メイクインのブランドを保つためにも、青芋だとか二次成長等の芋が売られていたとして、これが府県のほうにたくさん行く

議 農 林 課 長 議 長	ことはないとしても、宅配便で行くというふうなことがあれば、ブランドとしてのイメージが非常に悪くなるのかなというふうなことで、これらの出荷を控えるべきではないのかなというふうに私は思います。 このようなことも、どういうもの、芋であれば、こういうものを基準として出荷してくださいと。例えば、規格外は、この段階からの下はくずだよとかというふうな、きちっとした基準を出して示してやる必要があるというふうに思いますけれども、この辺どういうふうに考えているのか、回答をお願いしたいと思います。 農林課長 芋の出荷に応じて、道の駅から箱詰めになって、個別に発送されているというところの中の品質という御指摘かと思いますが、この部分につきましては、道の駅を運営している観光協会はじめ道の駅スタッフのほうで、品質管理を徹底していただく必要があらうかと思っております。 また、御指摘のとおり、出荷会議、年2回ほど開催しているようであります。この中でも品質の部分について、またクレーム発生の部分についても、生産者さんと共有されているものかというふうに考えております。 つきましては、観光協会、道の駅スタッフ、生産者含めて、品質の向上に努めていただくようにしていただくのがまず前提でありまして、農業振興の観点から基準を決めるだとかというような部分については、実際に生産ルートに乗る品質のものでもありませんので、その部分については、個選対応のものについては、各販売者の責任の下、実施していただくものが適当かと考えております。 7 番、上戸議員
-----------------------------	--

上戸議員	今の説明であれば、観光協会だとか、素敵な過疎というふうな言い方はしなかったんですけれども、株式会社ですね。全部相手に投げやりな言い方なんです、そういうふうに聞こえるんです。 もっと町のほうでその人方を集めて、品質はこういうふうに持っていくべきだとか何とかというふうなことをやる必要が、私はあると思うんです。それを、観光協会、おめえたちのやつだからあんた方やりなさいだとか、素敵な過疎の株式会社、あんた方の担当だから、あんた方、勝手にやりなさいだとかというふうに、私が聞こえるのが、耳が悪いのかどうか分かりませんが、それはちょっと違うのかなというふうに思うわけです。 ですから、もっと主体的に、主導的にやるというふうな気持ちがあるのか、ないのか、この1点だけお答え願いたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 町主体で品質管理に徹底していくかという御指摘ではありますが、これについては、町だけで決するものではないかと思っております。 生産者含めて農協に出荷される生産者、部会の関係者、その方々が一番影響を受けるものかと思しますので、こういう方々含めて、町のほうで道の駅に出荷される方々と、話し合いの場を持つだとかということは必要かと思しますので、ただ、町が前面に立ってというよりは、生産者さん、農協と連携した上でお話しをさせていただくのが適切かと考えております。
議長 上戸議員	7番、上戸議員 ちょっと話、かみ合ってきたけれども、まだまだ話がかみ合っていないんですね。 私は、担当課長が前に出てやれというふうに言っているわけじゃないんです。けども、町のほ

議 町	うで主体的にやらせると、指導すると。こういう考え方が必要でないかなというふうに思うんです。 だから、ちょっと言葉尻つかんで申し訳ないですけども、1歩も2歩も引いたような受け答えにしか聞こえないんで、もう少し自信を持ってやると言ってもらえれば、私の質問も終わることできるんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。 町長 上戸議員から、今、品質の中で、いろいろやはり売るほうですから、買ってもらう人に喜んでもらわなきゃならん品物、こういうものです。 特に今、商標登録をするということは簡単な話じゃありません。何でもかんでもということになりませんから、それなりの品質管理されるべき商標登録ですから、そういうものが、今、認定になる予定でございますから、今まで、ある程度生産者に任せて出していたというふうなことはなくて、やはり会社のほうでは、まず1回チェックをしないさいというふうな方法で、これからの扱いというものは。 私らも、しょっちゅう行っ見て見るわけですけども、葉菜と違って球根類のものは、芋だとか、ものによってはニンジンだとかいろんなもの入っていますけども、球根類というのは見ればすぐ分かるわけです、良いものか悪いものか。そういうことも売る側のほうで、今、観光協会を主体にしてやっているわけですけども、そういう商標登録をしたんだよという中で、今以上に厳密に検査をしながら販売すると、こういう方向にしたいと思います。
議 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 いろいろと大変でしょうけれども、これもこれも品質を保って、道の駅が今以上ににぎわっ

議 議 議 中山議員 中山議員	て、厚沢部の知名度向上になればいいなというふうに思いますので、ぜひ頑張って良いものをたくさん売るように努力していただきたいと思います。 以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。 一般質問を続行します。 次に、1番、中山俊勝議員 1番、中山議員 議長、後ろにいる傍聴している人方にさっき言われたんですけれども、聞きづらいんで、マスクをちょっと外してやれたらどうかということで、私、議運の委員長として、議長の許可をもらってからやりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。 はい。許可いたします、どうぞ。 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をしたいと思います。 まず、農業振興について、町長の執行方針で出た中での農業振興についての質問をしたいと思います。 まず1点目、水田活用の直接支払交付金の見直しについてでございますけれども、今後の問題点をどう考えていますかと。それと、今年度の町の取組と農家の取組について、どう支援して指導していくのかについて、答弁願いたいと思います。 2点目ですけれども、先ほどから上戸議員も言っていますけれども、人・農地プランを策定する計画の法定化が、もう定められているようでございます。そんな中で、農地の集積と担い手対策をどのように考えているか。また、農地価格の下落が心配されます。町長の所見をお伺いしたいと思います。
---	---

議 町	長 長 町長 まず、交付金減少による農業経営の悪化、あるいは農地の貸付けなど、担い手への農地集積の停滞が耕作放棄地が出るんじゃないのかと、こういうふうな最初から心配のようであります。 1点目の問題については、本町は水田農業におきましては、これまで米の需給調整、生産の目安に積極的に協力するとともに、国の交付金による支援を活用し、麦や大豆、馬鈴薯などの野菜を組み合わせ、輪作体系を維持しつつ、地域農業の発展に厚沢部農業は努めてきたところであります。 令和3年12月、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直し方針が示されまして、転作作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、5年間水張りを行わない水田を交付対象から除外すると、こういうこと。それから多年生牧草では、収穫のみを行う年の交付単価以外は、その減額が示された。農業者に不安と混乱を招いておりまして、地域農業に多大な影響が生じるものと、こういうふうに心配をしておるところであります。 交付金減少による農業経営の悪化、あるいは農地の貸付けなどが、先ほど言いましたように、だんだんしづらくなるのではなかろうかと、こういうふうなことになる心配があるということでございます。交付対象外になった水田の資産価値の下落も想定されるところでありますから、農業を基幹産業とする本町におきましては、地域経済への影響も懸念されると、当然だろうと思います。 現在、北海道において、関係機関や団体が連携の下に、オール北海道として現場の課題を整理するということです。必要な対応策に向けて今検討しているところです。 実はきのう、この問題についての減額する対策については、何らかの対策を講じろとこういう
----------------	--

議長 中山議員	ことで、ホクレン中央会、農業者団体こういうものが、いろいろと今、農水省のほうに要請かけている最中であります。当然町村会もそのとおり、議長会もそういう要請をしているところです。 その中で、今、特に今回のメニューの中では新しいものもできましたけれども、一番大きいのが牧草。この減額が大変大きいという中で、今回、きのうの会合では、多年性牧草の緊急助成というのが新たに追加されてきました。ただ、去年3万5,000円というふうな奨励金でありましたが、今、国のほうで示したのは1万円という。それに今、きのうのお知らせでは、さらに5,000円の上乗せをすると、こういうふうな状況になってきました。 いずれにしても、これからどういうふうな動きになるか分かりませんが、いずれにしても1万円というものは削除されてきたと、こういうふうな状況ですので、今もうしばらくこの様子を見ながら、最終的なこの対応をせざるを得ないと、こういうふうに思っております。 いずれにしても、町といたしましては国や道の動向を注視しながら、生産現場の声を国に伝えると、こういうこと。農協や関係団体と連携しながらこれからも進めていくことを、現段階での話ですけれども、そういう段階までお話をしたい、こういうふうに思います。 いずれにしても、最終的な考え方は私どもも農家と同様ですから、いかなる方法で、いかなる交付対象事業に適用させるか、こういうものも、今後の農家との協議によって取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。 1 番、中山議員 今、町長が答弁したのは、けさの、たしか、道新の中でも出ていました。 そういう中で、当町として、3月14日、再生協議会が開かれる予定になっているようであり
--------------------	--

議長 農 林 課 長	ます。私も委員になっておりますので案内が来ておりますけれども、農家の人にとってみれば、課長、今後のスケジュール、まずきちっとやっぱり安心させてほしいというふうに思います。 また、どこまで基準点が、５年と言いますけれども、その時点というのは何年の年のことを言っているのか、それと、今どんな問題が一番問題視されるのか。その辺について、この５年間で、町がどんな対策を取っていかねばならないのか、その辺について、今現在、どう農家の人に説明するのか、それについて説明していただきたいと思います。 農林課長 まず、再生協議会等のスケジュールであります、先ほどオール北海道で、道も検討しているというところであります。 まだ、具体的な令和４年度の交付金について、取扱い等は示されてはいないところでありますが、先ほど町長申し上げましたように、牧草の加算だとかという部分もありますが、一番肝心なのが、地域枠として、町が自主的に配分可能な枠がどうなるかというところはまだ示されておられません。 牧草と関係して、地域枠が増加するのか、減少するのか、その辺もまだ見極めが必要ですが、今後、まずは３月１４日、再生協議会の幹事会、その後、総会を開催いたしまして、仮の単価を設定しようと考えております。単価については今作成中ですので、幹事会等でお示ししたいと考えております。 その後の４月以降なんですが、町としたしましてといいますか、再生協議会といたしましては、例年どおり転作受付を開始しまして、その時点で分かるものを農業者さんにお伝えしたいと考えております。道のワーキンググループも、４月以降も継続した道の対策を検討するというこ
-----------------------	--

議長 中山議員	とでありますので、そういったものも随時、お知らせしていきたいというふうに考えております。 その後、もう一点目、5年間というのはどこからかという御指摘だったと思いますが、5年間については、令和4年度から5年間ですので、令和4、5、6、7、8年までの5年間で水張りがされないと、交付の対象から除外されるということになるかと考えております。 それと、もう一点の御質問ですが、この後、町としてどのような対策を考えるかということですが、これについては、今後、農業者さんの意見を聞きながら実施していくことにはなるんですが、まず基盤整備ですとかに影響が出るだとか、また水路の確保などが課題になって米が作れない、また米を作っても販売が、見通しが立たないですとか、いろんな課題があるかと思っています。この辺については、今後、農業者さんとの意見交換会を考えておりますので、そういった地域の声を聞きながら、町としては対策を考えてまいりたいというふうに思っております。 以上です。 1 番、中山議員 大変当町にとっては大きい、5億円から6億円の減収になる可能性があるということ。それがやっぱり、農家にとってはそれだけの危機感が今あります。 そういう中で、この5年間はきちっと交付金をいただけるのかどうか、保障していただけるのか、この辺についてはきちっと町としても、その辺についての考え方を示すべきでないかなというふうに思います。 ということは、農家、私もそうですけれども何十年と転作しているわけです。今、田んぼづくりなさいといってもできない状況です、莫大な投資が必要です。そういう中で、その辺の問題点
--------------------	--

議 長 農 林 課 長	については、町としてもきちっと踏まえないと、厚沢部の農家、ほとんどがやめなきゃ駄目なような状態になってきてしまうと思うんで、心配するのは農地価格です。 町長、現況、厚沢部町の農地、水田と畑作、どの程度に推移しているか、ちょっと町長にお伺いしたいんですけども、これ、大事なことなんです。 今こういう話が出てきて、もう実際に、農地の価格が、水田の価格が極端に低く見られています。極端なこと言いますと、この交付金の問題が出てきて、水田の単価が3万円から5万円。ということは、畑よりも田んぼのほうで激減です、今まで逆です。この交付金があるから、田んぼがある程度、10万円なり15万円、高いのは20万円というふうな単価でしたけれども、現況、もうそういう動きが町内に出てきているんです。それで、農地価格いいですか。 農林課長 まず、農地価格についてありますが、令和3年度、今年の私、農業委員会の事務局も兼務しておりますので、今年、総会に係った事案から見ますと、相場としましては、水田であれば、やはり10万円から20万円の間で推移されております。 ただ、農地相談、寄せられております中では、水田活用の見直しが示されたと。今後の農地の貸し借りについて不安があるという御相談も受けております。その中では、私ども農業委員会としましては、まずは5年間、この5年間については交付がされるだろうという想定でありますので、まずは5年間の農地の貸し借り、これについてはお手伝いといいますか、大丈夫ですよ。10年とかの長い期間で契約をされる方は不安を持たれていると思います。ですので、交付金対象期間の5年間での農地の賃貸借というものを、御相談の際にはお話させていただいている状況であります。
------------------------	---

議長 中山議員	今後、農業委員会としましても、農地価格の下落等も総会の中では話に出ております。こうしたものも、農業委員会としましても注視しながら、農地の集積ですとか集約化に向けた取組も検討してまいりたいと考えております。 1 番、中山議員 今、課長、説明したの、もう実際問題町内の中に、転作の交付金が 5 年先にはないんだよ。今のうちに放したほうがいいよというような動きが、もう実際出ています。 そういう中で心配なのは、例えば農地価格が 5 万円、田んぼ 5 万円と。そうすると、農地の評価というのが 5 万円ということになると、農家が例えば農協から資金を借りようとしたときの評価額というのは、もう本当に幾らにも、1 ヘクタールが 5 0 万円ぐらいですから、資金借りようにも借りられなくなってしまいうわけです。 そういう心配があるんで、きちっとやっぱりその辺の心配がないようなことにしないと、これからこの後聞く、人・農地プランの中では、農地の集積、これは本当に非常に面倒な、さっき課長の説明の中ではしたいと。この先、何年かには、この目標地図をつくりたいというようなことでございますけれども、果たしてできるかどうか。その辺の心配というのはどう考えていますか。
議長 農林課長	農林課長 人・農地プランの目標地図、本当につくれるかという御指摘であります。これについては、例えば集落において、将来 5 年後、1 0 年後の担い手がいないということで目標地図がつかれないというようなのも、全国的な課題として国のほうに上がっている状況であります。 これに対しては、担い手の確保が難しいのであれば、それに代わる手法ですとか、集落の考え

議 長 中 山 議 員 議 長 農 林 課 長	方を整理していきましようということになっております。例えば農地の借り手がいないと、分散錯綜して、あまり外部からも使ってくれる人がいないんだというような地区もございます。そういった部分については、仮にですけれども、基盤整備を実施しながら、担い手が使いやすい農地につくり替えて、外部からの担い手を確保するですとか、また新規就農者をこの地域では受け入れていくというような目標を掲げても、目標地図はつくれるものとなっております。 つきましては、その地域の実情に合わせて農地の集積、集積が難しければ将来の担い手確保、担い手確保が難しければそれに対する対策というものを、地域の皆さんと役場関係機関が一体となって考えていければと。そして、結果として目標地図の作成につなげてまいりたいと考えております。 1 番、中山議員 今、課長の答弁の中にあるように、今後、進めていくわけですから、何年先を目標に、この農地集積を考えていますか。 農林課長 私ども想定している集落数、ほぼ農家さんがいらっしゃらない地区も含めましたら20集落ほどになるかと思えます。その中でも農業地帯というところであれば、18集落程度になるかと思えます。 この中で、各集落単位で作成していくのか、それとも先ほど言いましたように、担い手だと、農地の集積がなかなかできないという地区は、お隣の地区と一緒に話合いを進めていくだとか、そういったところで、まずは2年後をめどに、何とか目標地図の作成につなげてまいりたいと。
---	--

	国で求められているのも2年間という期間ですので、補足しますと、周知期間としてあと1年、周知も含めれば3年間程度の期間で作成することにはなるんですが、3年間と言っているとあつという間に過ぎてまいりますので、2年のうちに、町、農協、農業委員会、改良区等関係機関含めて、まずは地域との話し合いの場を、各集落において設定してまいりたいというふうに考えております。
議 長 中山 議員	1 番、中山議員 ここで問題になってくるのが、農地中間管理機構ありますね、国の。今現況、うちの町としては、どの程度の面積を中間管理機構で扱っていますか。
議 長 農 林 課 長	農林課長 中間管理機構に貸し付けている面積ではありますが、平成26年度からスタートしまして、現在、令和2年度までの実績になりますが、現時点で75ヘクタールほど中間管理権の設定を受けている農地がございます。約4,000ヘクタールのうちの75ヘクタールということであります。 以上です。
議 長 中山 議員	1 番、中山議員 さっき課長、2年後という目標を立てましたよね。 この2年間の中で、各集落、20集落という設定の中で入って、その担い手、若い人方に、我が農地を、みんな借りてもらったり契約を結べと。そういう作業というのは非常に難しいと思うんですけれども、できますか。
議 長	農林課長

農 林 課 長	これについては、各集落で目標をつくるのか、集落ごとの話し合いによっては厚沢部全町で1集落のプランとするか、現行のプランは厚沢部町全域で1プランとしております。 なので、この考えを継続していくのか、それとも地域の実情、集落の実情に応じて個別に集落単位で作成していくのか、この辺も精査する必要がありますので、まず集落に入っていくというふうに考えております。 2年間で本当に大丈夫ですかという御指摘ですが、これについては国の求めるところでもありますので、町としましては、2年間の期間において集落との話し合いを重ねて、目標地図の作成に何とかつなげてまいりたいと思っているところであります。 以上です。
議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 大変、できるのかなという心配があるんですけども、課長のほうから、やるということなので期待したいと思いますけれども、このときに、この農地価格が問題になってくるわけです。 貸し手側と借り手側と、考え方がきちっと分かればいいんですけども、なかなかこれは面倒で、そうしたら、どこが主体になって実際、動きとしてです。目標地図をつくるのにどこが主体になって、例えば、厚沢部町がやるのか、農協がやるのか、農業委員会がやるのか、土地改良区がやるのか、これは非常に、そこをさっき上戸議員も、もう少し町が、指導的にやったらどうかという意見もありましたけれども、私も大変これ、どこの団体がどのように責任を持った中で目標地図をつかっていくのか。非常に大事なことなので、その辺についての考え方をお示し願いたいと思います。
議 長	農 林 課 長

農 林 課 長	どこが主体で作成するのかという御質問であります、これにつきましては、人・農地プランの中身としましては、まずは地域の真の話し合いというところが求められております。 まずは地域の方々に集まっていただきまして話し合いをしていただくと。その中に町が主体となりまして、農業委員会、改良区、農協、N O S A I ですとか関係機関、関係する関係機関みんな集まりまして、その場に参加させていただきたいと考えております。その中で、各機関の役割に応じて、例えば農業委員会や町であれば、農地の地図をつくって、集落で見てもらいながら話し合いをしてもらうだとか、農協であれば、作付の関係を相談しながら農地の集積を考えていただくですとか、こういったものを進めてまいりたいと思っております。 なので、かなり話も濃い内容でなければ、目標地図の作成にはつながらないと思います。そういった部分でも、この限られた2年間でどのように目標地図作成につなげていくか、課として一丸となって、また農業委員と連携して進めてまいりたいと考えております。
議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 この話し合いというものは現在何回くらい。この団体、4 団体、今、示したんですけれども、そういう中での話題提供といいますか、将来の目標地図をどうするんだというような会合を何回くらい開催して、めどとして、今、課長は2年と言いました。
議 長	この中で果たして可能なかどうか、その辺についての目標です。その辺は、大変当町のこれからの担い手対策と、そして農地の保全、耕作放棄地が出ないような対策というものがきちっと保たれるのか、その辺についてはどうですか。
農 林 課 長	農林課長 2 年間におきまして作成してまいりたいとは考えております。

議長 中山議員	ただ、国のほうで法制化を今検討しているという段階であります。新聞等の報道によりますと、農地の在り方についても、農地として利用するもの、あとは粗放的管理で管理する農地。牧草ですとか、鳥獣被害対策の緩衝帯として、農業の生産物は作らないけれども農地として生かしていく農地だとか、そういうものに分類するだとかという方針も示される予定であります。 なので、ちょっと中身のほうは、法制化がされた後に確認をしつつ地域に下ろしていくんですけれども、何とか18集落程度のものに町としても参画させていただいて、人・農地プランの充実に向けて取り組みたいと思います。 このプランについては、国の様々な補助事業にも要件化されるものでありますので、そういった部分でも支障がないように、地域の方々とともにつくっていったらというふうに考えておりますので、まずは今年度、地域に入っていくということを考えて、必要であれば複数回、一度や二度では、多分、決着がつかないような問題でありますので、課題を整理しまして、また集落に入っていくのを繰り返していくことになろうかと考えております。 1番、中山議員 大変期待しています。この2年で、我々が希望するような厚沢部町の将来の農業地図ができるということでございますので、大変大きな課題だと思います。 そういう中で、何か町長は、いろいろと若い人方の意見も聞きたいというようなことですので、そういう中での問題の提起。そして、各集落においての、果たして全部、4,000ヘクタールを、後継者ができるか、できないかというのは、これはすごい大変なことだと思います。そういう中で、きちっとした厚沢部町の将来の農業地図をつくっていただきたいなというふうに思います。
--------------------	--

議 町	次に進めたいんですけれども、次、２点目なんですけれども、２点目の当町のマークインの地域団体商標登録取得に向けた取組についてです。 昨年度の取組状況と今年度の取組についてどのようになっているか、お知らせ願いたいと思います。 町長 マークインの地域団体商標登録の取得に向けたことについての質問であります。 本町の特産でありますあっさぶマークインのブランド力の向上を図るという上で、地域団体商標登録は有効な手段ということ。そして、これまで関係機関と連携し、取り組んできたところがあります。 出願登録に際しまして、あっさぶマークインが、地域ブランドとして広く周知されていることが要件でありまして、その認知度の強化、補強を図るための道内外での物販、あるいは、その食に関するイベント、SNSでの情報発信などをこれまで実施してきておりますけれども、今年度におきましては、ランチ札幌月寒というHTBのコラボ企画やシェスタハコダテ「函館つながる市場」などにこれを出展しまして、マークインでつくるコロッケなど、こういうものをオンライン化して、イベントなどで広く認知度の向上に取り組んでいきたい。 こうした取り組みを踏まえまして、令和４年１月２７日に弁理士を介しまして、新はこだて農業協同組合が申請人となりまして、地域団体商標登録の出願手続を行い、審査結果を待っているところがあります。 また、来年度の取組といたしましては、道内外各所での物販出展や食に関するイベント開催について継続的に取り組むとともに、コロナ禍によりまして延期していたあっさぶマークインジャ
----------------	--

議長 中山議員	ンボコロッケのギネス記録についても、社会情勢を勘案した上で挑戦してまいりたいと、こういうふうなことで、今はこのような売り込みを図りたいなというふうに考えているところであります。 1 番、中山議員 農協と、多分、いろんな協議をしていると思いますけれども、昨年度の食用組合の総会の議案が私の下にあります。 昨年度の事業報告の中で、一切、この件については載っていません。今年度の事業計画としては、この部分がちらっと最後の最後に載っています。果たして、真剣に登録を取ろうとしているのかどうか、何か疑い深いんですけれども、その辺についてはどうですか。 実際、今、町長、答弁しましたけれども、これで商標登録取ることができるのかなと。何となく不安なんですけれども、もう何年も前ですよ。私が G I についての、今金が令和 2 年に G I 取っています。今すごいそれを武器に、今金の男しゃくと言いますと、もうすごい人気です。 でも、私も提案、一般質問してから、もうかれこれ 8 年くらいたちますか。それが、一向に商標登録も取れないというような現況です。これ、何が問題あるのか。町長、そこが私は、私個人で商標登録取っているんです、自分のマークインの商標登録を。そんなに面倒でないと思うんですけれども、何かしらどこかに大きな問題があるのかなと。 合併したその後の後遺症なのかなというようにすることも考えられますけれども、やはり、取ろうと思えば私は取れると思うし、農協と役場とタッグ組んでやったら、私はすぐ取れるんでないかなというふうに思うんですけれども、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。 議長 農林課長
--------------------	--

農 林 課 長 議 町 長 長	商標登録、取れるかという御指摘ではありますが、これまでかなりの年数を重ねて取り組んできたわけではありますが、今年の１月２７日に、弁理士を介して出願申請をしたところであります。 提出に当たりましては、広く認知がされていると。あっさぶマークインという名前での認知がされているというところで、その証拠を固めて申請することが必要でありました。出願に当たっては、証拠に関わる書類として１３５点の書類を提出しております。ですので、十分出願登録に値するような証拠をそろえまして申請をしているところでもありますので、後は、申請の結果を、今、待っている状況であります。 地域団体商標登録については、そういった多数の証拠を積み上げた上で申請しているというところですので、御理解いただければと思っております。 町長 この商標登録、中山議員言われる大変長い間、厚沢部の商標登録申請をするということで進めてきました。 商標登録の場合、２つの種類があります。今、農水省のほうの商標登録と、それから特許庁のほうの登録の２つあるわけであります。 もう５年も６年も前から、あっさぶマークインは商標登録するよという動きをしたわけですがけれども、いかんせん、当時は、あっさぶマークインというのは、新はこだて農協には、江差も乙部も七飯も、皆、入ってきてマークインを作っているものですから、あっさぶマークインということにはならないと、こういう障害がありました。 あっさぶマークインだけの生産区分をしたらなるのかといたら、それを今言うみたいに、これだけの特別なそういうＰＲなり、販売ルートなり、そういうものを全部仕分けしなさいと、分
--------------------------------------	--

議長 中山議員	けなさいという、こういう厄介な手続上の問題がありまして、なかなかこれが進んでこなかったと、こういうことであります。 3年ほど前に、最終的に、これはこのままやってもどうもならないということで、うちの素敵な過疎づくりの会社が、直接、道に言って商標登録をすると。じゃ、農水省型でやるのか、特許庁型でやるのかというふうな話の中で、今回は特許庁申請のほうが、要するに経歴的に厳しさがないので、こちらのほうが取りやすいというふうな指導もありました。それで今回、新はこだて農協のマークインというものの商標登録をすると、こういうことになったわけであります。 いずれにしても、いろいろ区域の問題があって、今までなかなか限定できなかったというのが現状であります。 しかし、今回こういうふうなことで、マークインそのものは、種から何からみんな、厚沢部で作っているわけだから、こういうものを生かした商標登録にしようということで進めて、今、弁理士の話では、今年は恐らくなるであろうというふうな話だそうであります。こういう機会、逃がされませんから、ぜひとも今回、この商標登録を取るという考え方で今進んでいるところであります。 1番、中山議員 なんか希望の光がちょっと見えてきたかなというふうに思いますけれども、最終目標はやっぱりG1の取得です。これを目標に、ぜひやっていただきたいというふうに思います。 なかなかこれは、G1になるというのは全国でも幾らもないわけですから、これを取ることで、厚沢部のマークインのこれからが決まるんでないかなというふうに思いますんで、ぜひとも頑張ってくださいと思います。
--------------------	--

議 長 議 長 議 長 議 長 佐々木議員	大変これから厚沢部農業、いろいろ区分けした中で、この後、目標地図。この件につきましては佐々木副議長のほうにじっくりと聞いていただいて、地図の作成に当たっていただきたいということを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。 それでは、一般質問の途中ではありますが、１４時２０分まで休憩します。（１４：０７） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。（１４：２０） それでは、１０番、佐々木宏議員 １０番、佐々木議員 議会開催前に、北海道より社会貢献賞を受賞いたしまして、大変光栄に思っているところであります。それと同時に、町議としてその任を改めて重く受け止め、同時に、町民の方々が住んでよかったと思うことのできるまちづくりに向け、さらに責任感を高め、進まなければならないと決意を新たにしたところであります。 それでは、第１回定例会一般質問に入らせていただきます。 本町農地利用の姿「目標地図」策定へと。 いまだ繰り返す、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、人流の制限や物流の停滞、雇用問題、物価上昇などが国民生活に影響を与え、日本経済の低迷を招いている。ここに来て、ロシア軍のウクライナ侵攻、世界的緊張の渦中にある。 農業においても、まん延防止重点措置などの相次ぐ発令によるインバウンドの需要減や、飲食店の営業自粛等で農産物の消費が大幅に落ち込み、米や乳製品、砂糖、小麦、大豆の在庫量の増加が、農産物価格の低下や作付体系の変更を余儀なくされるなど、農業経営に大きな影響を及ぼしております。
--	--

議 町 長 長	そのような中、令和３年１２月、政府自民党の人・農地関連施策見直し方針決定を受け、農水省は地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランを法定化し、１０年後に目指すべき農地の姿として、目標地図策定を促す方針を打ち出しました。 本町においては、過疎、高齢化の進行により、今後も高齢農家や後継者がいない等の問題が山積しています。そこで本町農業の現状と課題についてどのように認識されているのか、町長に伺うものです。 １つに、人・農地プラン策定の実態と担い手への農地集積割合についてです。 ２番目に、限界集落内における懇談会開催に向けた仕掛けづくりの考えについてです。 ３番目、農地の出し手、受け手などの情報収集方策はどう考えておりますか。 ４点目に、１０年後の農地利用目標地図策定の取組についてです。 ５番目、マスタープラン策定と併せて農業振興に向けた関係機関との連携であります。 以上、よろしくお願いいたします。 町長 佐々木議員の本町農地利用の姿、要するに、目標地図策定についての質問であります。 人・農地プランは、農業者等の話し合いに基づき、地域の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や農地利用など、地域農業の将来像を描いて、市町村が公表するものであります。 １０年後の地域の農地利用の姿である目標地図の作成や、農地中間管理機構を介した担い手への農地集積の推進、または、地域内の農地を、農業利用する区域と粗放的な管理を行い保全管理する区域に分類する仕組みの導入などが、国において検討されているところであります。 今、佐々木議員から言われる１点目の人・農地プラン策定の実態と担い手への農地集積割合に
-------------------------------	---

については、過去5年間の推移を見ますと、平成29年度には77.1%であった集積率は、令和2年度で81.6%と4.5%の増加をしております、年間約1%ずつ上昇を続けておりますけれども、北海道全体の91.5%、檜山管内全体の85%を下回っている状況にある。

それから、2点目の限界集落内における懇談会開催に向けた仕掛けづくりについてでありますけれども、地域ごとのプランの作成について検討が必要と考えておりますが、議員御質問のように、いわゆる限界集落では、担い手が高齢化している状況にありまして、将来の担い手も地域内にいないなど、そういう場合もあるかと思えます。

このような場合、農地バンクなどを活用して、地域外からの農地の受け手を確保することや、粗放的管理による農地の保全を行うことなどを、地域の皆さんで話し合って決めていくことが必要と考えるわけであります。

3点目の農地の出し手、受け手などの情報収集方策についてであります、プラン作成に当たって、地域内の話し合いが最も重要となります。

このため、町をはじめ農業委員会や農協、改良区などが、各地域の話し合いに積極的に参加しながら、出し手や受け手の情報収集が円滑に行われるように努めたい、このようにも考えております。

4点目の目標地図の策定への取組であります、目標地図は、10年後に目指すべき農地利用の姿を明確にする地図として作成するものであります。

町としましては、担い手農家の減少が今後も進展する状況の中、現状の分散錯綜した農地を整理し、担い手ごとに集約が図られるよう農地利用の再構築に向け、地域の話し合いの場などにおいて、支援に努めることが重要だというふうに考えております。

議 長 佐々木議員	5点目の農業振興に向けた関係機関との連携についてですが、プラン作成に当たっては、町や各関係機関がワンチームとなり、地域の話し合いに積極的に参加、支援するとともに、作成後におきまして、目標地図の実現に向けた地域の取組や担い手への支援に取り組んでまいります。 また、人・農地プランに位置づけられた地域や担い手を対象とする補助事業等の支援も措置されているところであります。目標地図の実現のため、事業を活用する場合におきましては、関係機関と連携の上、取り組んでまいりたいと考えております。 最後になりますけれども、町といたしましては、人と農地の問題は、農村集落の衰退にもつながるものでありまして、地域の皆さんが話し合った地域の現状と将来の地域の課題を、全ての関係機関が一丸となり把握、共有し、持続可能な農業、農村の実現に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。 10番、佐々木議員 地域の話し合いというのが最も大事だと、大変強調されてございます。 ただ、手法が示されていないということで、私、第一に質問、考えていたところですが、前段の2名の方からの質問で、ほぼ要求する内容が満たされたなというふうに思っております。 その中で、こまい部分で、20集落のうち18集落云々というような話の中で、今現在のプランは厚沢部町全域の1本の計画ですけれども、やはり集落ごとに細かく入った中で、本当に課長がお話しされるように、真の話し合いをしていった中で取り組むのが大事でないかなというふうに思うところであります。 そして、また、農業委員さんの力の発揮のしどころでもあるというようなことで、農業委員さ
----------------------	--

んも絡めた中で、本当にいい方向で、次期プランを策定していただければなというふうに思った次第であります。

本当に御答弁にもありますように、人と農地問題は、農村の衰退につながるという大きな問題であります。厚沢部町もはっきり言って、大規模経営体と、本当にもう、細々と進んでいる農家という二極化になってございます。そのようなことで、今後の取組に期待するものであります。

違う機会に、持続可能な農業、農村の在り方という部分の質問事項も考えてございますので、そういった細部にわたっての質問の中で、また、御回答をしていただければというふうに期待いたしまして、第1問目は終わります。

それでは、次に、2問目の教育行政方針ということで、今回、教育長の執行方針、目を通した段階で、たくさん、こういう件はどうなんだという部分がございました。あまりにも多過ぎて、前段ということでお聞きするものであります。

それでは、教育の行政方針について質問させていただきます。

ウィズコロナ、ポストコロナ時代を見据えた持続可能な地域社会を形成する源である教育行政との考えに基づき、教職員、保護者、地域が、将来を担う子供たちの学びの伴走者として一体となった学校教育の充実と、町民が生き生きと学び合い、支え合い、高め合う生涯学習社会の実現に向けて、関係機関との連携で、スピード感のある取組を進めると執行方針で述べておられます。

以下5点について教育長の見解を伺うものです。専門的見地からの御説明でなく、分かりやすく御答弁をお願いするものです。

1番に、教育長指示による町内小・中学校4校における国旗掲揚の意義は何なんでしょうか。

議 教 育 長 長	2 番目に、小・中 9 年間、系統的な一貫教育の実現についてです。 これについては、細部 6 項目ございまして、1 つに、ソフト、ハード両面における齎整たる備えとは何を言っておられるのか。 2 つ目に、取組に向けた基本方針策定はなされているのか。 3 つ目に、キャリア教育の推進を目的としたキャリアパスポートのデジタル化の進めとは何か。 4 つ目、一貫教育実現に向けた具体的協議と基本的な考え方をまとめるべく取り組む具体的方策はどうなっていますか。 5 つ目に、年次計画と計画、設計はどうなっていますか。 6 つ目に、現在の小学校 3 校体制のままの一貫教育となるのかということであります。 次に、3 点目でございます。大きい 3 点目、P T A 組織改変、廃止による弊害はないのかという部分。 そして、4 点目に、G I G A スクール構想の中で、今年は大変町内でもコロナが発生しました。それに伴う遠隔授業の実施はどうなっておりますか。 5 点目、最後です。史跡館城跡保存整備事業での A R デジタル技術活用の進捗状況はどうなっていますか。 以上よろしくお願いいたします。 教育長 佐々木議員の教育行政執行方針についての御質問で、分かりやすい答弁ということですので、なるべくそのように努めてお話ししたいと思います。
------------------	--

まず、1つ目、①の教育長指示による町内小・中学校4校における国旗掲揚の意義とはとの御質問ですが、国旗掲揚に関しては、教育行政執行方針の中では一切触れておりませんけれども、これにつきまして、一応お答えいたしますと、文部科学省の学習指導要領の第6章、特別活動の学校行事の儀式的行事の中には「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。」。また、指導計画の作成と内容の取扱いの中では、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあること。

さらには、国旗及び国歌に関する法律の成立時には、当時の内閣総理大臣が、「法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず、他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子供たちが、国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待いたしております。」と談話の中で語っております。

これらのことから、町内の各小・中学校での国旗の掲揚につきましては、十分、教育的な意義があると考えております。

続きまして、②の小・中9年間の系統的な一貫教育の実現についてのイの部分になります。

ソフト・ハード両面における齎整たる備えとはとの御質問でございますが、これは、小中一貫教育の環境の中で、子供たちの可能性を引き出す、個別最適で協働的な学びを保障する質の高い教育活動を実現させるため、義務教育学校や併設型小・中学校などの制度上の類型も含めたソフトとハードの両面の備えが、等しく必要であるということを指しております。

ロの、取組に向けた基本方針策定はなされているかとの御質問でございますが、これは、厚沢

部町小中一貫教育基本方針につきましては、２月２８日に開催した小中一貫教育推進プロジェクト役員会議の中で、原案が作成されていると、私のほうは報告といたしますか、聞いております。

ハの、キャリア教育の推進を目的としたキャリアパスポートのデジタル化の進めとは何かとの質問であります。児童・生徒自らが、様々な学習や課外活動の状況、成果等を記録し、自分の成長を自己評価するためのキャリアパスポートを、タブレットなどのデジタルデータ、中にです、デジタルデータとして記録、蓄積し、それを教材として活用することを示してあります。

ニの、一貫教育実現に向けた具体的協議と基本的な考え方をまとめるべく取り組む具体的方策はと及びホのスケジュール、またスキームは、それとへの、現在の小学校３校体制のままの一貫教育なのかについては、現在、小中一貫教育を推進するため、各校の教員と教育委員会事務局職員から成る、小中一貫教育推進プロジェクト会議で検討しているところであります。

また、それらに係る必要事項等を小中合同学校運営協議会で協議検討し、共通理解と合意によって教育長への答申へと進め、そしてその後、それを受けて、町としてその方針を決めていくことにつながっていくことになります。

次に、３のＰＴＡ組織改変、廃止による弊害はないかについての御質問でございますが、町内の各学校のＰＴＡについては、令和４年度からＰＴＡではなく、保護者の負担と教員の負担軽減を目的に、それぞれの学校で保護者の会として活動していくと、学校側から報告を受けております。

学校からは、学年レクや地区での活動はこれまでと同様に行える、教員も可能な限りレクや地区での活動にも参加できる、活動に際しての保険加入につきましても、現行のＰＴＡ安全互助会で継続が可能であるとの報告を受けており、弊害はないものと考えているといった報告を受けて

おります。

次に、４のG I G Aスクール構想の中でのコロナ発生に伴う遠隔授業実施はとの御質問でございますが、文科省のG I G Aスクール構想による児童・生徒の１人１台タブレット端末を令和２年度に整え、授業等で盛んに活用しているところでございますが、町教委では、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大してきた令和３年度の夏には、児童・生徒が自宅でタブレットを活用した課題の取組が行えるよう、学習ソフトや各教科の教員による授業の映像等の配信、また遠隔授業などを、いざとなったときに、各学校でいつでも行う事ができる体制を整えておくよう指示していたところでございます。

今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖や自宅待機の児童・生徒が、自宅でタブレットを活用した学習を実際に行っております。また、中学校では、不登校傾向の生徒に対してもタブレットを用いた遠隔授業を行い、必要な生徒への学習機会の提供に役立てているところでございます。

次に、５の史跡館城跡保存整備事業でのA R等デジタル技術活用の進捗状況はの御質問でございますけれども、館城跡の保存整備事業につきましては、今年度から国庫補助事業により事業を進めており、昨年１２月１４日の議会全員協議会で、その内容、進捗状況について御報告させていただいたところです。現在、そのとき御報告申し上げた内容からは、大きな変更点はございません。

館城の価値を効果的かつ分かりやすく伝えるために、いわゆる御殿等の復元方法としてA R等のデジタル技術の活用を検討しておりますが、整備を行うためには、保存整備基本計画を修正する必要がある、現在、そのために必要な各調査を行っております。それらの調査結果等を踏まえ

議長 佐々木議員	ながら、保存整備検討委員会での協議を進め、基本計画の修正完了後、具体的な基本設計、実施設計の作成を行う計画となっております。 いずれにしましても、維持管理に係る負担軽減等を十分考慮しながら史跡整備を進めているところでございます。 以上です。 10番、佐々木議員 国旗掲揚という部分については、私も当初、存じ上げていなかったんですけれども、年配の方から、いつも国旗上がっているけれども、どういうわけなんだというような質問を受けまして、ぱっと見たら、ああ、そうだなということにやっと気づいた次第であります。 そういったことで町内確認しますと、やっぱり全校掲揚されておりました。ちなみに、江差町、乙部町に行った折に、他町の学校はどうなっているのかなというようなことで確認したところ、掲揚はなかったということで、ただいま教育長が御答弁されたように、やっぱり教育長は優秀な教育長だなというふうに感じた次第であります。 ただ、一方で、国旗に対して、雨風、吹雪の中も揚がっているというようなことで、粗末な扱いをしているんでないかという方の指摘も聞こえてくるところであります。ここに来て、ロシア軍がウクライナに侵攻したというような部分を感じますと、愛国心をあおったファシズム、そういった主義で侵攻なのかなというふうにも思っております。また、年配の方の発言を捉えますと、余計右翼思想に傾いていく日本というののもどうなのかなという心配もされているところであります。 大変よく、国旗掲揚に関しては分かりました。
---------------------	--

議 長 教育委員会事務局長	次に、小中一貫教育の実現についてであります。 執行方針の中で、教育長が熱を込めた文面で、本当に相当のスペースで、一貫教育の実現という部分を熱く語っておられます。大変実現に向けた熱量を感じた次第であります。 その中でも冒頭にも聞いたんですけれども、ソフト、ハード面、具体的に、今までに元年から説明会等をやってきて進んでいるわけなんですけれども、実施した、こういうことをやってきたよ。そしてまた、これからの今年度の計画等を含めて、もしも区分できるのであれば、そういった部分で簡単といいますか、説明いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。 教育委員会事務局長
議 長 佐々木議員	今、佐々木議員から、小中一貫のソフト、ハード、これの齟齬たる備えでどういうものがあるのかと、そういう質問でありますけれども、これにつきましては、この小中一貫教育、これを行っていく上で、今、学校の先生とか合同の学校運営協議会とかその中で、こういうふうな取組やっていますよ、これからこうやっていきますよと、そういう話し合いを、最中しているところでありまして、それに向けて、じゃ、どういうソフトが必要なのか、学校に関してもどういう体系がいいのかと、そういうようなことがこれから必要になってくるんだよということで、ここで記載しているところで、今現在、ソフト面で、特にこういうもので小中一貫教育だよとか、ハードで、これが小中一貫教育のハードだよと、そういうようなものを指しているものではないです。 以上です。 10番、佐々木議員 ソフトとハード両面というんですから、ソフトとはこういう部分だよ、ハードはこうだという

議長 教育委員会事務局長	区分的な中身、話せないんですか。 局長おっしゃられた取り組んでいる状況については、私どもというか、所管違うんですけれども、所管の報告を見ると、ああ、なるほどなというふうな部分では理解しているんですけれども、だけども、ソフト、ハード、何かないんですか。具体的な区分というか、例というか、そういうようなこと。 教育委員会事務局長 そういう意味でのソフト、ハードということであれば、ソフトにつきましては教育課程。これから9年間、小学校、中学校に向けた9年間の中で、どういう教育課程をつくっていくかとか、あとハードにつきましては、学校の形態です。今、小学校3校ありまして、中学校もあります。そういうふうにはばらばらの形で小中一貫をやっていくのか、それとも1つ新しい学校をつくるのかとか、そういうようなことでソフトとハードということで分けてます。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 幾らか理解できました。そうですか、はい、分かりました。 それで、ロの基本方針というような部分で、この2月28日に、プロジェクト役員会で原案が作成されましたよということの御答弁がございました。 ということは、教育長に、原案が完成して答申という運びになるかと思えますけれども、年度内の完成となるんでしょうか、3年度以内に原案は完成される見通しでしょうか。 議長 教育委員会事務局長 教育委員会事務局長 今、出来上がったものは、原案ということでこの会議の中でつくられております。 この中では、小中一貫で基本理念がどうなのかとか、小中一貫教育の目標はどういうふうなも

議 長 佐々木議員	のなのとか、小中一貫教育の目的としてどういうものが挙げられるのかと、そういうのを記述しております。 ただ、これに関しましては、まだ原案という段階で今この会議の中でつくられたもので、これからまだいろいろ会議を経ながら、学校運営協議会とかでも説明しながら、それで正しいというか、本格的なものが出来ていくところであります。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 原案完成というけれども、まだ年度内というような見通しはないという理解してよろしいんでしょうか。 それと併せて、教育長、答申を受諾してから、教育委員会、厚沢部町はどういった進め方で進むんでしょうか、
議 長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 先ほど言いましたように、この基本方針、これについてはまだ原案の段階なので、今年度中云々というのは、完成するのかという話ではなくて、先ほど言いましたようにこれからもまだ会議を重ね、さらに学校合同運営協議会、そちらのほうでも説明しながら、そういう中で基本方針を固めていくので、まず今年度中というのは、3月中というのはまずないと。これから4年度に向けて頑張っていきたいと、そういう話になると思います。
佐々木議員 教育委員会事務局長	もう一点ですけれども、すみません、もう一度、お願いできますか。 答申を受諾して、どういうふうな進めになるのか。 この小中一貫について、いろいろ、そういうふうに合同運営協議会とか会議の中でこういう方針でやっていきたいということが、これからその会議を通じて固まり次第、教育長のほうに答申

議 長 佐々木 議員	されると思いますが、その答申を受けて、今後、教育長が町長、町のほうに、こういう形でどうですかということで流れが進んでいって、それでは厚沢部町としてはこう進めていこうという方針が決定されていくものと思います。 10番、佐々木議員 教育長にお尋ねしますが、答申、教育長として受諾してからどういう進め方を考えておられるのか。 そしてまた、議会の常任委員会の報告書の内容を見ると、相当一貫教育も煮詰まっているなというふうに私は判断するんですが、今現在の進捗率は、教育長、何パーセントぐらいだなというふうに思っているのか、その2つについて御答弁いただければ。
議 長 教 育 長	教育長、答弁してください。 まず、今御質問の、諮問をしている段階ですので、それが議員も御理解いただけると思うんですが、2年間のコロナのあおりを受けて、なかなか思うように進んでいなかったということは、様々な事業と同様ですが、影響はあったと思います。 ただ、その中でも、どうなっているんだということで私のほうから何度となくいろんな形で確認をしたり、当然そういったやり取りがなかったことは、ありません。 ただ、どんな形で今、答申が上がってくるかというところを、私が今この場で当然申し上げることはできないわけで、受けた段階でそれをしっかりと確認し、もし、それに不備があれば、また戻すこともあるかもしれませんが、しっかりとしたできるだけ早く、ここの執行方針の中にも書いてありますけれども、子供たちの今を、いつまでも、もうかなわない今ではないように、すぐにでもしなきゃならない。

議長 佐々木議員	例えば、大人の立場です。これじゃ嫌だとか、これじゃ納得できないとかじゃなくて、主体は子供なわけです。子供にとって一番いい教育環境は何かということを、私が今、諮問をして、そして、厚沢部町の未来、遠くない未来の子供たち、それをここで書いてあるんですけども、1年生に、この4月に入学する子がいたら、9年後にどんな子供であって、自分であって、そういうことをしっかりその都度、ちょっとキャリア教育とも絡んできますけれども、そういったことをきちっと節々でしっかり確認をして、その9年間のスタンスの中で、子供たちを最適な環境の中でつくっていきたいということの、この方針の中に書いてあることで、そこから戻ったのが私の諮問になりますので、ですから、それがいつできるかどうかということは私が逆に待っているところですから、それは今後、子供たちのために最適な環境をつくるべく鋭意努力しているということが、現実の正直な回答でございます。 以上です。 10番、佐々木議員 まだまだ原案も出来ていないという御答弁でございますけれども、教育長は執行方針の中で、学校が相当築年数が経過して、望ましい環境とは言えない状況にあるよというようなこともおっしゃっておりますけれども、小中一貫教育の学校の形態はどういうふうな部分で考えておられますか。 私どもも、あまり教育に関しては素人でございますけれども、一貫教育というようなことで、先進地でございます当別町といったような部分も研修しております。そういった中では、当初、当別町では、分離型ということで遠距離であったけれども、そういった一貫教育の取り進めもした経緯もあります。
---------------------	--

議 長 教育委員会事務局長	そういうふうな中でどうなのでしょう。校舎の築年数の絡みと考え併せて、形態というのはどういうふうに考えておられるのでしょうか。 教育委員会事務局長 学校の形態をどういうふうにしていくかということも小中一貫の会議の中、そして、学校運営協議会、そちらのほうともいろいろ話を進めながら今検討しているところでありまして、今現在、確かに各学校、築年数かなり経っております。 ただ、今すぐこの学校をどういう形に持っていくか、そういう結論はまだ出ていない状態です。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 厚沢部中学校が新厚沢部中学校になったという折で、町政懇談会という折にも、各地域から、小学校はどうなるんだというような質問が多数ございました。その折に教育長は、子供たちの将来を見据えたら、おのずと答えは出てくるんでないですかという答弁をされております。 今回の小中一貫校ということであれば、やはり委員会としては大きく学校の組織編成、そしてまた、教育課程、学習指導、生徒指導と大きく様変わりする部分があるんです。そういう部分、根本的な部分、地域の学校という部分では、地域の方々にもビジョンとして子供たちの将来を考えた中で小中一貫教育を進めていく。その中で父兄の要望の強い小学校もあります。 そういったような部分で、理解をいただくといった働きを取り進めていかないと、教育委員会を総括する代表者である教育長の事務執行では、大きな欠点と言ったら大変言葉は悪いんですけども、大事な部分でないかなと思うんです。 そういった部分の説明といいますか、前年度の地区懇談会でも、一貫教育の構想ありますよと

議長 教育長 佐々木議員 教育長 佐々木議員 教育長	というような部分を、教育長からいろいろと、このような段階で元年度から進んで煮詰めているという提案といいますか提言が、やっぱり必要でないかなと思うんですけども、何かしら、どうなっているのよと、地域を置き去りにした学校運営でないのかという声も聞こえて来るんですけども、いかがなものですか、その辺の今後も含めた取り進めという部分については。 教育長 最後の御質問の言葉がはっきり聞こえなかったので、もう一度教えてもらえますか。 地域の方が何とおっしゃって。 置き去りにした。 置き去り。 置き去りにしているんでないか。 まず、幾つかの事実が、多分記憶なのか、個人的なイメージなのか、感情なのか分かりませんが、随分絡んでいると思います。 一つ一つ課題を分離してきちんと考えていったら、十分御理解いただけると思うんですが、私はこちらに、立場になってから、議員は、教育長として地域を置き去りにしているんじゃないかとおっしゃっている最後の発言の具体的な意図が、非常に私は分かりづらいんですが、なぜかという、地域において、今後の学校の在り方を、各町でできるだけ早く進めたいと思って説明をして、懇談会のそういった場を持とうとしました。コロナの中でも何とか持ちたいと思って進めてきました。 そのときに必ず上がってくるのが、議員、小中一貫教育を早く進めろという言葉はほとんどありませんでした。質問は、統合するのかどうなんだ、統合は反対だ。
--	--

で、私がお答えしたのは、お気持ちも分かりますけれども、子供たちの未来を考えたときに、最もよい環境をつくるというところで、実は皆様が御決断されて、今、新生厚沢部中学校が出来ましたけれども、大変子供たちは元気に、そして喜んで、たくさんの仲間の中で毎日一生懸命勉強して、そして活動しているという、そういう状況を皆様にお伝えした上で、ですから、小学校も何らかの形で最もよい小中一貫教育の形に向けていけるように、まずは小学校統合ということが目的ではなくて、子供たちにとって最もよい環境は何なのかと、そこを考えていきたいと思いますということを、今、私は諮問をして、それを受けて、答申に向けて、今、小中一貫教育プロジェクトチームでありますとか様々なところ。いわゆる学校の管理職教員を中心とした、そしてまた様々なところの知恵や応援いただきながら、当然議会の文教委員会も御意見をいただきながらも進めていっているという現実を申し上げているだけです。

ただ、御意見や御質問をいただく中で、あまり統合ということがあったので、私が申し上げた点、1点ございます、御理解ください、言いましたけれども。一言皆様に申し上げたのは、もちろん寂しいとか、子供たちがいなくなったらとても寂しい。何も私は否定しません、そうだろうな。

だけれども、中学校の例を挙げて、大人が我慢する時期ではありませんか、これは申し上げました。子供にとって最もよい環境を、我々が手を携えて、当然痛みはあるかもしれませんが、寂しいといったような。ところが、そこに向けていくのが、今、我々がやるべきことではありませんかという意味での回答は、この4年間の中では何度となくしてきました。

ですから、教育長が地域を置き去りにしているということが、私としてはとても理解できない。学校の中で教員や、様々な合同運営協議会ですとか、そういったところと当然話し合いを持

議 長 佐 々 木 議 員	って、理解を持って、その上で上がってきた答申をもって、その後またさらに、今度は皆様に御理解をいただくべくお話をしていくわけです。当然、町のお金を使つての新しい教育環境は必要だというのであれば、当然皆様に御理解をいただかなければなりません。 ただ、私がしたいからではないです、申し上げますが。子供たちにとって一番よい環境は何なのかということで進めているつもりでございます。そこをどうか御理解いただいて、また、いろんな気持ちやイメージや、過去にも同じこと説明申し上げているんですけども、それらを絡めた形じゃなくて、どうか課題をそれぞれ分離した形でお話しいただければありがたいかと思ひます。 以上です。 10番、佐々木議員 教育長の熱意は十分分かっています。子供たちのことを、いかによくするかという部分で進んでいるということ。 私は、さっきの地域を置き去りにしているというのは、あくまでもそういった声を、私が今、議場で代弁して、教育長に、そういう声もあるよということをお伝えしたということで理解していただければというふうに思ひます。 本当に、子供たちのために一貫教育を進めるということで期待している一人でもあります。本当にいい方向に持っていただければというふうに願うものであります。 2つ目に、3番目のPTA改編という弊害ないのかということでございますけれども、これについては、何ら弊害ないよというような御答弁をいただきました。 ただ、いろいろと新聞報道等でも、結果では9割が、もういいでしょうというような流れで、
--------------------------	---

議 教 育 長	それぞれ各学校単位で、それぞれ P T A はなくして、保護者会に持っていきましようというよう な結果になったというふうなことは、それぞれ各 P T A 会長さんからお聞きしてございます。 ただ、解散となる経緯について、厚小の P T A 役員会の会議議案が、私のところに、今、手元 にあるんですけれども、これを見ると 1 0 月 4 日、校長会、町 P 連役員会に校長会からの提案と いうことで、令和 4 年度から各単 P を各校の保護者会に変更してはどうかと、こういうような提 案の役員会提案が文面としてございます。 それともう一つは、厚小の P T A 会長さん、なったばかりなんですけれども、厚中の学校にち ょっとお話をしたいというようなことで、厚中の校長先生と厚小の校長先生から町内各単 P を保 護者会に変更したいと。 それで、それは何なんだろうというようなことで聞いたら、先生の働き方改革の部分で負担軽 減、働き方改革を、先生の働きをちょっと楽にしたいというような提案がありまして、P T A 会長さんの動向を試す、介入事実というのがあったんです。 これについてはどうですか。教育長は鶉の町政懇談会での答弁で、P T A については、教育委 員会としては傍観する立場にありますということで、学校側からそういった報告を受けています よというお話でございますけれども、そういった経緯の部分については御存知でしょうか。ま た、そういった事実があったということであれば、どう感じられますか。 教育長 今、御質問の点ですけれども、まさに今、議員御自身が言われたように鶉のまちづくり座談会 の段階で、いわゆる P T A のことについての御質問があったことは、もちろん記録の中にもある でしょうし、私の記憶にもありますが、その際、私がお答えしたのは、あくまでもこちらはオブ
----------------	--

議 長 佐々木議員	ザーバーの立場ですので、当事者ではありませんので、そこしか答えておりません。ですから、それ以外のことを私がお答えすることはできませんということはお話しました。 ですから、立場はこの場でも同じです。どうかその点御理解ください。 以上です。 10番、佐々木議員 何を言いたいかというようなことですけれども、PTAの当事者でない校長先生が、なおかつ、小中一貫教育推進協議立案を行う立場であり、その2校の校長先生が、PTA会長同席の下、先生方の働き方改革というようなことで承知して、PTA会長の動向を試したと。 こういうことについて、実際に本人ともお会いして懇談したわけですが、ああ、なるほどなど。厚小PTA会長さんは、ああ、先生方も忙しいんだろうなと。忙しいからPTAの負担を軽減して、その分、子供たちに目が届くような部分で、学校、教育のほうをやってもらえればなということで本人は判断したそうですけれども、どうなんですか。PTAというのは、先生と父兄の会なんですから。 これ、決定事項が町P連役員だけで、先生を無視した形でも進んでいますよといった部分で、校長先生がそういったPTA会長の動向を試すかのごとく、働き方改革が必要なんだというようなことで、そういったこと言われて、なおかつ、町P連役員が中で、じゃ、解散の方向で行きましょうと決定して、アンケートに基づいて、各校のPTA会が解散するという運びになったということ。 事務を掌握する教育長、どうなんですか、どう感じるんですか、何ら問題ないんですか。 議 長 教育委員会事務局長
----------------------	---

教育委員会事務局長	P T A の廃止の関係で各学校から説明を受けた段階では、保護者が P T A の役員になった場合、町の P T A 連合会とか檜山の P T A 連合会、さらには北海道の P T A 連合会、そういうふうなところに会議とか、さらに何かそういう役員に当たるといろいろ活動しなきゃないと、そこら辺が大変負担になるんだと。 そういう観点からも、やれる事業としては、P T A じゃなくても学校の保護者会としてやるのであれば、この P T A でなくてもいいよねと。そういうことで、保護者は自分たちのそういう負担を減らせるよと。あと、学校の先生につきましても、そういうふうなことであれば、自分たちもレクとかそういうのに参加、活動、手伝いますよと。 そういうことで、今までの P T A と同じような活動ができますと。そういうことで私たちは何って、それであれば、同じようなことができるのであれば、そういう負担が減らせるのであればいいんでないかなと、そういうふうに私は感じておりました。
議長 佐々木議員	10 番、佐々木議員 根本的に長年 P T A に携わった立場からすると、そういうものでもないでしょうということです。 いずれにしても、教育長、校長会の 2 名が、学校経営者あり、また管理職である方が、そういったところで組織に介入しているという、これは事実です。以後、ちょっと調査したんだか、きちっとした対応というか、対処をお願いするものであります。 次に、4 番目の G I G A スクール構想といった部分では、早速やっぱり役立ったなというようなことで安堵しているところであります。結果は良好というようなことで、今後も様々な方面で活用を期待しているところであります。

議 長 教育委員会事務局主幹	5点目の館城保存、AR技術、仮想空間というようなことで、これどうなんですか。 私どもは、仮想空間が見られるような状態になったということで、100パーセントの完成だなということなんですけれども、まだまだ7年、令和9年、それでないと完成しないということなんですけれども、今現在では、仮想空間体験の部分では、進捗度何パーセントと判断していますか。 教育委員会主幹 進捗が何パーセントかということですが、今年度から国庫事業で始まったばかりでありまして、まだ基本計画の修正に、ほとんど取りかかっていないような状況ですので、進捗率何パーセントかは別としましても、ほとんどまだ始まったばかりという認識で結構かと思います。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 前段の教育長の執行方針の部分でお聞きしたところでございます。 いろいろと発言にも悪意を感じられる発言もあったかと思いますが、決してそういうことではございません。 子供たちの将来、教育長の考えているお考えには賛同します。どうか、教育行政、教育委員会職員一丸となって、また、令和4年度も進んでいただきたいということをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。
議 長 議 長 議 長 議 長	それでは、一般質問の途中でありますが、15時30分まで休憩します。（15：19） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。（15：30） それでは、次に、2番、山崎孝議員 2番、山崎議員

山 崎 議 員	議長の許可をいただきましたので、３点について質問をいたします。 多くの先人が、風雪に耐えながら努力を重ねて築いてきた我が町、ふるさと厚沢部を、一步でも前に進めて健全な形で次世代につなげていく、これが我々の活動の原点であると認識をしているところでもあります。 今年は積雪が多く、２月１７日時点においては、厚沢部町鶉で１メートル４５センチに積雪が達しているという、過去２番目に多い積雪であるということが報道されておりました。融雪が大変遅れるものと、農家の一人として心配をしているところでもあります。 新型コロナで製品の消費が減少し、また価格が低下をしております。今、ガソリンが１リッター１７０円しております。燃料、石油製品が値上がりしております。また、生産資材等も値上がりされまして、農業者にとっては、今年の生産振興、経済面は大変厳しくなる年だろうというふうに感じているところでもあります。 また、今年１年、町民の皆様には、豊穡の１年でありますことを祈念申し上げたいというふうに思います。 それでは、質問に入ります。 質問に入る前に、実は皆様のお手元に配りました質問要旨について、ちょっと文言が間違っって記載された部分がありますので、訂正を願いたいと思いますが、１番の人口減少対策、行政サービスの報告についての要旨の中で、本町の人口推移は明治３５年とありますけれども、これ、昭和でありますので訂正してください。 それでは、質問に入ります。 人口減少対策、行政サービスの方向について。
---------	--

日本は出生率の低下が進み、平成１６年の総人口１億２，７７８万人をピークに減少し、国全体が人口減少社会へと進行していると思慮しています。また、人口減少により、２０４０年には、全国自治体の約半数の存続が難しくなるとする地方消滅論が提起をされているところでもあります。

本町の人口推移は、昭和３５年に１万６５１人をピークにして人口減少が続き、令和３年末では３，５９９人で、６１年間の間で７，０５２人の人口減少となっているものであります。年間平均に換算しますと、１年間で１１５人の減少であります。

本町の人口減少の要因は社会減が大きく、また、出生数の低下により自然減の割合も、今、高くなっているところであります。年齢区分別人口推移では１５歳から６４歳、俗に言う生産年齢人口が、２０年で１，２９８人の減少であります。また、ゼロ歳から１４歳の年少人口は３２８人の減少であります。このことから本町の人口は、少子高齢化へと加速度的に推進していると考えられます。

人口減少は、地方経済活動にも大きな影響となります。本町が生き生きとして活力のある町になるためには、人口減少に強力な歯止めをかける行政対応が求められます。本町の将来方向、町の展望を提示した地方人口ビジョン、総合計画が策定されていますが、その施策効果が私には実感できません。施策が前例踏襲の方向ではありませんか。人口減少対策が、施策の主流課題と位置づけなければなりません。

ある識者によりますと、「各自治体にとって大切なのは、心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現とその持続であり、それはどのような人口規模であっても同じである」と言っております。

議 町	人口減少で行政コストにも変化が出ています。町は、町民に多くの行政サービスを提供しております。しかし、行政サービスの利用度の低下、効果の弱さが感じられるところであります。人口減少により地方経済は厳しい状況となり、加えて税収減が見込まれるために、これ以上に効果的な行財政運営が求められるところでもあります。 人口減少対策、行政サービスについて、町長の所見を伺います。 町長 山崎議員の人口減少対策、行政サービスの方向についてということの質問であります。 人口減少問題は、町の将来を左右する最重要課題でもあるというふうに認識をしております。日本全体で人口減少が進んでおります。その流れを止めることは容易ではありませんけれども、減少の加速化を食い止めることが重要であります。 人口の減少によって地方行財政にも大きな影響がありまして、自主財源となる税収の減少や高齢化による社会保障費の増加など、行政サービスの見直しが予想される場所でもあります。 国の基本理念にもあるとおり、日常生活の基盤となる行政サービスについては、需要と供給を長期的に見直しながらも、住民負担の程度を考慮し、住民の理解と協力を得ながら、将来にわたって持続可能なサービスの提供を維持していかなければなりません。改革するものは改革しながら、限られた財源を有効に賢く使うという施策に取り組んでまいり所存であります。 人口減少対策は、結婚、出産、子育て、教育、定住・交流人口の確保、住環境、雇用の創出、医療・福祉の充実など全般にわたっておりまして、ソフト面を含めて、地道な努力の積み重ねが成果につながっていくものと考えます。 また、農業は、本町の発展を支えてきた基幹産業であり、これを守ることによって定住が確保
----------------	--

議 長 山 崎 議 員	されると考えます。 今年1月から、地域おこし協力隊員が任期を満了して就農したところでありますが、将来に向かって希望を持って営農継続ができるよう、魅力ある農業、もうかる農業の確立に向けて、全力を尽くしてまいりたいと考えております。 一方、高齢化の進行によりまして、医療と介護の充実も課題であります。 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することが重要であります。 本町では、地域での安心な暮らしを支えるため、13項目の先駆的な取組を進めておりますが、対象者の増大が見込まれる中で、公的な福祉サービスだけでは限界がありまして、地域での共助が必要となることが想定されます。 町としては、これまで住民福祉の増進と地域の振興発展を促進するため、特に子育て支援や老人福祉、産業振興等において、積極的に対応しているところでもあります。 今後については、人口の流入を図るための自治体間のサービス競争が展開されている中で、農林業などの経済基盤を維持し、雇用機会の創出や教育、結婚、子供を産み育てやすい環境づくりなど魅力あるまちづくりを目指して、過疎対策として成長に結びつくことが期待される行政サービスについて、財政状況を勘案し、他町に先駆け、実施してまいりたいと、このように思っているところでもあります。 2番、山崎議員 町長も、きっと記憶にあると思いますけれども、国立社会保障・人口問題研究所によります厚
------------------------	---

沢部町の将来の人口推移が示されております。

これは何年も前の資料であります、この人口推計によりますと、先ほど言いましたように、1960年代に、町の人口は1万人を超える人口でありましたけれども、現在は3,500人、そのくらいであります。それが、このような状態が続けますと、2060年には1,000人にもなるよ、また、それを下回る可能性もあるよ。そういうような人口推計が出されております。

各町は、この人口減少対策を重点施策として位置づけて、いろんな施策を講じているものと考えております。しかし、国全体が、先ほども言いましたように、人口減少社会へと移行しておりますので、町長も答弁の中で話されましたように、人口減少の歯止めというのはなかなかかからない状態であります。

北海道は、令和3年で、前年同期よりも人口が4万7,000人減少となった。それが、今まで過去最大の減少幅であるということが新聞に報道されておりました。

本町の人口状況を見ますと、令和3年で102人の人口の減少であります。しからば、この人口減少は何が要因だということを勉強しますと、やっぱり厚沢部の特徴は社会減が多いということ。ということは、転入よりも転出のほうが多いということです。若い人方が、出ていくほうが多いということなんですね。

そういうことで、特に私は問題視したいと思うんですが、特に年齢区分による人口の推移というものを見ますと、年少人口が、0歳から14歳までが1年で9人減っています。それから、生産年齢人口が、15歳から64歳までが89人の減少であります。高齢人口が、65歳以上が4人、こういうことで、一番やっぱり問題視したのは、生産年齢人口が厚沢部、どんどん減っているということなんですね。これを見ると、将来的にも、どうしても人口減少に歯止めをか

議 議 副 町	けるということにはならないというような気がしています。 そういうことで、副町長からコメントをもらいたいと思いますが、今日、皆さん、指名しますからね。人口減少は今すぐの問題でなくて、５年先、１０年先のそういう今議論をしているわけですから、皆さんから、高いところからのいろんな意味で御助言を、御指導いただければと思いますので、副町長、せんべつ代わりにひとつ、一言コメントをお願いします。 山崎議員、本来、一般質問は指名できませんが、副町長が自ら名乗り出ていただきましたので、副町長の答弁を許可します。 副町長 山崎議員の御指名ですので、一言、答えさせていただきたいと思います。 山崎議員が今例示されました社人研の人口推計、２０６０年では１，０００人ということでございます。 厚沢部町のみならず、日本全体で人口減少が進んでおりまして、町長の答弁にもありましたけれども、これに歯止めをかけるというのはなかなか難しいことだと思いますし、特効的な方策もなかなかないのかなというところでございます。 そうした中でも、厚沢部のように人口が少なくなっても、そこで暮らす人たちがいかに満足して安心して暮らしているのか、そういうまちづくりをしていくというのが、行政といいますか、役場の役割と考えますし、現に北海道においても、１，０００人を切ってちゃんと成り立っているというか、そういう村も北海道にはございます。 町長の答弁にもありましたけれども、何が必要かと言いますと、いろいろ行政サービスを維持していくためには、各課班の施策が必要でございますし、何よりも大切なのが地域の仕事がある
---	--

議 長	ということでございます。地域に仕事があることによって定住が確保されまして、厚沢部町においてその一番大きなところは、やっぱり魅力ある農業づくりということに尽きると思います。 現在、町として最優先課題として取り組んでいるのは、町長の答弁にもありましたけれども、若者が定着できるようなもうかる農業、魅力ある農業づくり。基幹産業である農業を守らなければ、ますます過疎が進んで人口減少に歯止めがかからないと、そういうような状況になると思います。 また、厳しい財政状況ですとか、人口減少による労働力、生産人口が不足する中で、それに対応したまちづくりをどう実現するのかというのはなかなか難しい問題でもございます。こういう状況では、従来どおりの行政サービスというものができなくなって、人口に合わせた職員体制にしなければいけないですとか、住民に痛みを伴う改革も必要になる場面も想定されます。また、今まで行政が行ってきた行政サービスというものも、住民自らが行わなければならないというような場面も想定されるわけでございます。 いずれにしましても、まちづくりの主役はそこに住んでいる住民の方々でございます。役場と住民が知恵を出し合いまして、住民のコミュニティーを大切に最大限に活用しながら、厚沢部町のこれまでやってきた施策、そういう取組とともに、地域で心豊かな暮らしを支える環境づくりを進めるために、住民と役場が協働して、一つずつ着実に進んでいくことが重要と私は思います。 総括的なお話で、抽象的なお話で申し訳ないですけれども、私の答弁とさせていただきます。 以上です。 2 番、山崎議員
------------	---

議 山 崎 議 員	ベースとして算出している交付税の科目に、ただ、2,900人を当てはめてみただけで2億8,000万円ほど減収となるということでございます。 2番、山崎議員 町長、所信をお願いできますか。 今、言いましたように人口の減少というのは、これから地方行政の間で大変大きな影響力が行使されるだろうと思います。 そういうことで、人口の減少と財政確保という観点から、町長の所見を願いたいと思います。
議 町 長	町長 将来的な財政状況の中で、どう自治体がそれぞれ維持をしていくかという根幹をなすものであります。人口減少対策の中で、やっぱり行政サービスの方策は、地域づくりと人材確保は表裏一体であると、こういうふうに思います。 データの的に申し上げますと、総務省が公表した2020年の国勢調査の確定値によりますと、高齢化率が50%に達した道内の自治体は、前回の調査ではゼロであったわけですが、今回の調査では、渡島管内の松前町ほか4市町が該当しておりまして、これを限界自治体という名前を総務省が使っているわけで、限界自治体化が急速に進んでおります。特に生産年齢人口の減少については、経済への影響を最小限にするために、デジタル化などによる生産性向上とともに、所得再配分のような政策が必要だと、このように思っております。 どこの地域でも、行政も、業界も人材の確保に苦勞しておりまして、育成になかなか成果が出てこないというのが現状であります。地域づくりの担い手や市町村職員の人材確保を考える上では、社会人としての基礎力の高い人材を育てて、地元に着させる根本からの取組が欠かせない

議 長 山 崎 議 員	ことでもあると、こういうふうに思います。 したがって、農業的なことから考えますと、我が町は、農業適格法人化という言葉を使いますが、適格法人化が急速に伸びてきていると。現在では、10法人が担い手農家によって立ち上がり、例を申し上げますと、先ほども上戸議員のときに申し上げました。これは法人化されておられませんけれども、あっさぶ農匠については法人化されていないけれども、大きな担い手の組織の中で、どこにも負けないような営農体制をつくって頑張っていると、こういうのが厚沢部の農業です。それが、厚沢部の人口減少を鈍化させている原因でもあると、こういうふうに思っております。 私は、この財政的なものについては、やはり将来の子供たちに残す財政というのが大事ですが、今この町が元気な強い町にならないと、将来の子供たちに残しても意味がない、こういうふうに思います。 ですから、精いっぱいこの厚沢部町の今日を、北海道の中でも有数な財政力のある市町村にするべき、職員として努力しなければいけないと、こういうふうに思います。幸いにして、今回も繰越しの中で積立金を若干用意できましたことも、これから将来に向けての体制づくりとしては大変重要な1年であったと、このように思っているところであります。 2番、山崎議員 本町は、他の町にないような、例えば、高齢者に対しても13項目に及ぶサービスもしていますし、よそで実施していないようなサービスをしています。 そこで私は、サービスと行政コストということを考えているわけなんです。どちらかというと行政サービスというのは、あまりコスト関係なくして、やっぱり町民に示してあげたいというそ
------------------------	--

議 町	ういう意識であるけれども、先ほど町長が言いましたように、財政がだんだん厳しくなるわけですから、あくまでもコストということをそこそこに考えを入れながら、最大の効果を上げるようなことも考えていかなきゃならないなと持っております。 町民には、ここにも回答書の中にありますように、持続可能なサービスの提供と維持が大事なことであるというふうに思います。それには、限られた財源を有効に、また賢く使う施策に取り組むことが大事であるという、そういうことが答弁書の中にありました。 そこで、町長にでも、どなたかにお聞きしますけれども、財政を有効に賢く使う施策というのはどういう意味を表しているんでしょうか、具体的にお知らせ願えればと思います。 町長 財政の有効な使い方。要するに、賢く使えるというのは、それぞれ事業、あるいは政策の中で考えるべき方策だろうというふうに考えております。 私は、実は三、四年前に、東京で明治大学の小田切先生という先生の講話を聞いたことがございます。小田切先生の、これからの行政というのはプロセス重視の地域づくりをなさいます。これが田舎であれ、都会であれ、これが重要になってくるというふうな研修を受けたことがございます。 ちょっと何年も考えてみますと、そのとおりだなと思いながら、ただ、今、山崎議員が言われるような財政的なものの考えだけでは地域は成り立たないし、なおかつ、今、逆に言うと、地域重視で行く場合には、当然財政を考えなければ自治体そのものが崩壊するし、この辺のバランスを考えた運営というものは、会社経営と全く同じであるというふうに思います。 ですから、我々は、将来の子供たちにも残しながらも、今の我々の最大限の大きなまちづくり
----------------	--

議 長 山 崎 議 員	が最優先であると、このように思っております。財政的に、今は何とか基金が起債を上回っている町になっております。この考えの中でも、基金と起債が逆転している町もありますから、そういうところになりますと、総務省は容赦なく事業を止めてしまいます。そういうふうなことも含めて、我々は、檜山管内は道南の中でも強いまちづくりをするために、この財政というものを大きく考えていかなきゃいけない、こういうふうに日頃から肝に銘じているところであります。 2 番、山崎議員 私はこのたび、第 6 次の厚沢部町の総合計画を、いろいろと読ませて勉強させていただきました。 今いろんなお話ありましたようなその中身が、ことごとく詳しく載っておりますし、特に、もし、このように国立社会保障・人口問題研究所の推計値のように行くのであれば、2040年には2,000人そこそこの町になってしまうわけであります。 でも、こういうようなことには進めたくはないですね。ですから、そういう意味で、やっぱりここに書かれているいろんな部分については熟読しながら、職員が原動力となって、推進役になって、厚沢部町民、町を引っ張っていかなくちゃならないと、私はそう思ったりもしているんです。 そこで、計画書の中にもありますように、この総合計画に際して、PDCAサイクルの確立というものが大事だよと書いてある。それに沿って、常に計画はどうだ、検証はどうだということをやっけていかなきゃならないというふうに思っておりますので、この総合計画に対してのPDCAサイクルの確立ということに対して、どなたか何か御意見があればお知らせ願いたいというふうに思いますが、どなたかありますか、町長でも誰でもいいですけども、ありますか。
------------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 これまでの総合計画というのは、事業費ベースでの事業評価で計画づくり進めてまいりました。 今回、6次には、総合戦略と同じように目標値、K P Iと言いますか、その到達の目標値を設定して、進捗度を今、6次の総合計画から進めようということで計画しております。 これにつきましては、取りあえず10年間のスパンで計画しておりますけれども、個々の事業の進捗状況につきましては、毎年、各担当課からの実績。目標数値にどれぐらい到達したのかという検証をしながら、ローリング形式で、計画の細かい事業計画の見直しを図っていく計画にしております。
議 長 山 崎 議 員	2番、山崎議員 町長の答弁の中で、こういういろいろな行政サービス等々を完成させるには、地域での共助が必要だと。共に助け合うという意味だろうと思いますけれども、これが大事だよと書いてあるんですね。私はこのとおりだと思うんです。 ですから、やはりこれから向き合う、いろんな行政の問題点も発生すると思いますけれども、それに対して、やっぱり町民と一緒にになって向かっていくという、そういう姿勢というものが大事だろうというふうに私は思います。 そういうことで、そういうようなことも十二分に町長先頭に立って、町民の皆さんに御理解をいただけるような施策を考えてほしいなというふうに思っております。 そうことで、まず今日、時間ちょっと押していますので2問目に入りますので、お願いしたいと思います。

議 町	それでは、２問目に入ります。 本町における新型コロナウイルス感染実態と今後の対策についてであります。 新型コロナウイルスが２年前に発生して以来、世界的な感染となりました。檜山は、道内においては感染が低い地帯ではありますが、檜山管内では各町におきまして感染が見られております。 新型コロナウイルスの終息には長期間、要すると言われております。コロナウイルスとの共生をどう捉えるか、行政からのコロナウイルス感染の防止策のアナウンス効果の発起が喫緊の対応であると考えます。 新型コロナウイルスの感染実態と今後の対応について、町長の所見を伺います。 町長 本町における新型コロナウイルスの感染実態と今後の対策についての質問であります。 この年明けから、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染第６波が続く中で、北海道の新規感染者数は、連日１，０００人を超えて、高止まり状態でなかなか減少にならず、桧山管内においても、２月２８日現在２６８人の方が感染しておられます。最近の傾向として、家族内感染の増加や子供への感染が広がってきています。 現在、新型コロナワクチンの追加３回目の接種を２月より開始しておりますが、２月に、医療、介護従事者ほか関係者と、６５歳以上の高齢者を優先して、１，１１３人が接種を終了しました。 ３月からは、あゆみ会場で、集団接種の形で１，４５２人の接種をしてまいります。２月、３月で、２回目の接種を終えた対象者の８６．６％ほどが追加接種をすることになります。
----------------	--

議 長 山 崎 議 員	また、5歳から11歳の子供ワクチンの接種については、182人の方が対象となりますが、保護者の同意が必要であり、副反応などの接種についての内容をホームページで周知しながら、相談を受け、希望者には、3月中に国保病院において1回目のワクチン接種ができる体制を整備していきます。 幸い、当町におきましてはクラスターの発生はありませんけれども、多くの市町村でクラスターが発生しているところであります。引き続き医療機関や福祉施設などにおきまして、十分な感染対策を実施することとしておりまして、面会制限なども継続されますけれども、御理解と御協力をお願いしなければならない。 今後の対策としては、今までと同様に様々な機会を活用して、感染防止について徹底した周知をしてまいります。 町民の皆様には、3つの密の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手指消毒や換気をはじめとした基本的な感染防止対策をこれからも徹底していただき、発熱などの症状がある場合は、早めに受診するなど心がけてもらいたいと、このように考えているところであります。 2番、山崎議員 今日の朝の新聞によりますと、檜山の感染した累積が301人というふうに、たしか載っていたというふうに記憶をしておりますが、実際のところ、厚沢部町は累積何人くらい感染になったんでしょうか。 ということは、さっぱり我々は情報が入ってこないものですから、自主防衛するためにも何をやったらいいか分からないんです。けれども、何か聞くとこによれば、どこどこからもちょっと出たよとかという。
------------------------	--

議長 保健福祉課長	ただ、今、町長が言ったみたいにクラスターというのはほとんどなくて、本人だけできちっと感染を止めてしまっているから問題ないんですけども、ただ、どのくらいの広がりがあるのかという、そういう情報は、もしお知らせ願える状態であるのであれば、何人くらいというふうな形でお知らせ願いたいと思います。 保健福祉課長 厚沢部町の感染状況ですが、人数というよりは、全体の今の檜山の人数の13パーセント強ぐらいのパーセントが、厚沢部町の感染数になります。 感染の中には、例えば、函館市内の病院に入院していて、病院の中でクラスターが発生して、たまたま入院していて陽性になったと、そういう方ですとか、厚沢部町に住所を置いていて、実際は札幌近郊の病院に入院していてとか、そういう人数も含まれての、今大体そのぐらいの割合かなというふうに考えております。
議長 山崎議員	2番、山崎議員 私、先ほども言いましたように、コロナというのは、そう簡単に終息することよりも、かなり長期間を要するというようなことを、よく専門の方々から話を聞かされております。ですから、ある意味では、コロナとうまく、どうやって付き合っていくかというようなことだろうと思うんです。 そういうことで、自らの自衛策ということもやっぱり考えていかなきゃならない。そのためにも今町長が示されたように、3密を避けるとか、手洗いをするとか、いろんな方法があるだろうというふうに思います。 そういうことで、私は、コロナ対策に一番の強力な手法とするのは、ここにも書きましたが、

議 町 長 長	行政からのコロナウイルス感染防止策のアナウンス効果だと思うんです。ですから、私は、ある意味では、例えば町長のほうから、コロナのためにこういうこととしては駄目ですよと、こういうことをしてくださいということをお願いした形で発信してもらえれば、皆さん、そのとおり守って、コロナ防止になりますよ。だから、これはアナウンス効果と言うらしいんですよね。 ですから、ある意味では、全町に回覧でも何かの手を使いながらも、町長名で、コロナ対策にしては、皆さん、こういうことをやってくださいよとかという、そういうぜひ言葉を発していただければ、最大の自衛策になるんだろうと私は考えたりもしているんですが、町長はいかがでしょうか。 町長 今、町長から発信してもらえば、自衛策強化になるだろうという、山崎議員。 先般、何日だったかな。道内のある教育長だったかな、副町長だったか、教育長だったか、コロナの感染者の名前を報じて、ついに、せんだって辞任しました。こういうふうはこの問題は、個人的な公表は１００パーセント禁じられている話でありますので、なかなか町長が広報車になってばんばんばんばん、あそこの子供がなったから皆さんに気をつけなさいなんて言うと、今と同じようなケースになるわけであります。 そんなことも含めて、ただ、いずれにしても、我が町は今のところ他町に比べて抑えております。これは、町民の皆様方が、大変な気の遣い方で抑えているものだというふうに思っています。 過去の我が町の感染者は、今までほとんど１人、１人、１人、どこかの人が入ってきたり、どこかへ行って、そういう１人単位の患者でありましたので、非常にその辺のコロナ対策はできた
-------------------------------	---

議長 山崎議員	というふうに思っていますけれども、なかなか放送することは、そういうことでできないということをお願いして、これからのコロナ対策も町民こぞって対策をしましょうと、こういうことで一層の町民にPRをしていきたいと思っています。 2番、山崎議員 農家同士の話し合いの中で、これから農家は、植え付けとかいろんな形で作業が厳しくなるわけではありますが、ただ、そのときに、もし、農家の家庭の中でコロナが発生したら、隔離しなきゃならないし、待機しなきゃならない。 そうすると、一連の営農を休止するという状況下になるかもしれないと、そういう心配されている農業者もいるんです。1週間、10日も農作業を中止ということになれば、やっぱりどうにもなくなるとい、そういう心配もあるので、できればそういう状況下のときには、何かの応援体制をつくるなり、公社なりで、だけど、そこさも、なかなかコロナだから行けないよね、その家にもね。 ただ、本当にそういうなかなか真面目な顔して、農家としたら、田植え最盛期に、もし、コロナにかかったらどうするんだと、そういう心配されている農業者もいるんです。そのときに、一番先に町長さ連絡するようにしたほうがいいですね。 だから、そういうちょっと分からない部分がいっぱいあるんですけども、いろんな予防をしながら、まず感染しないということが大事だろうというふうに思いますので、できればいろんな機会を捉えて、町長のほうからもそういうことを注意しなさいよという、そういう喚起をしてもらえばというふうに思っていますので、お願いをして、次の質問に入ります。 3番目の質問であります、農地開発事業受益者負担金1億3,011万円の滞納金の清算に
--------------------	--

議 町	長 長 ついてであります。 国営相和地区農地開発事業受益者負担金収入未済額が、令和４年２月の時点ではありますが、１億３，０１１万円になっております。平成９年、国営土地改良事業負担金等の徴収条例においては、最終償還期限が平成２３年として、受益者との合意の下で条例が制定をされたわけであり ます。 しかし、現在においても多額の滞納額が発生をしているところでもあります。令和４年２月の時点では、先ほども言いましたように、滞納金額が１億３，０１１万３，０８０円あります。収入未済額が発生し、納付が長期間になることが不納額の発生の大きな要因ともなりますので、ぜひ早急に対処してもらいたいと思うわけであり ます。 特に、私はこの２点については、町長のお考えも聞きたいと思いますが、課題としましては、まず、こういうふう に滞納額が発生させたということは、私、第一に反省をしているわけ ありますが、議会の怠慢でもあるというふうに私は考えているところ でもあります。 それと、２番目としましては、負担金の滞納者は、自分自らつくった徴収条例に抵触をしてい るわけであり ます。直ちに、償還してもらわなきゃ困るわけですね。 こういうような形で、農地開発事業受益者負担金の滞納額発生、清算について、町長の所見を伺いた いと思 い ます。 町長 相和農地開発事業の受益者負担金の滞納金の清算についての質問であります。 国営相和地区農地開発事業受益者負担金については、今年度、１名が納付誓約に基づいて完納 となりました。令和４年２月末時点におきましては、滞納者７名、滞納残額が１億３，０１１万
------------	--

議 長 山 崎 議 員	3, 080円となっているところであります。 滞納負担金につきましては、支払期間の15年という期間を超過した場合、地方税の滞納処分の例によりまして、預貯金等の差押えや不動産の公売など滞納処分が実施されますけれども、税法に準じ、納付に対して誠実な意思を有している場合に限って、生活困窮や事業継続困難や徴収上の有利に該当する場合は、町としてこれまで個別に判断をして、分納や延納での対応、任意売却等により不動産の処分なども行ってきたところであります。 しかしながら、事業開始、徴収開始から相当の年月が経過していることは事実であります。公平性の観点から、最後まで徴収をすることは当然のことと認識しておりまして、今後とも、法律及び条例に基づき徴収を進め、未収金解消に向けても最大限取り組んでいきたいと考えておりまして、営農の継続により償還が長期となっても、完納が見込まれる者は除いて、財産の換価なども強制処分を前提として、順次、対処していきたいと、こういうふうに思っております。 2番、山崎議員 町長、大変残念でありますけれども、今日において、受益者の2名の方が、令和3年度の滞納金負担金をまだ納付されていないんですよ。私の今、持っている資料では、ナンバー22、23の方は一銭も入っていないです。これはどういう意味を表しているのでしょうか。 ですから、我々、行政に携わる者は、法律、条例というのは、やっぱりそれをびしゃっと守っていかなければならないわけです。最終償還期限というのは平成23年ということで、これが、受益者の人方と合意の下でこういう償還条例つくったんです。もう23年、とっくに10年も過ぎているんです。それがこういうふうにして、支払い、納付されていないということは誠に残念であります。
------------------------	---

議 町 長 長	それと、もう一つは、答弁の中にもありましたように、納付に対しては誠実な意思を有している、そういう方。だけど、私は残念だけど、この方々については誠実な意思を有しているというふうに私は理解できません、この人方に対しては。 それから、よくよく中身見ると、本当に納付をする意思があるのかどうかということ、疑わしくなります。先ほど町長が言いましたように、税は公平性を欠いたら駄目です。我々の近くの受益者の女の人、本当に苦しい中でもとっくにもう償還、ぴしゃっとした中で済ませている方もおりますし、こういう方々はどうなんだろうかな。 町の貴重な財源でこの事業を起こしたわけですから、やっぱりその責任はきちんと果たしてもらわないと私は皆さんに申し訳ない、そう思いますけれども、どなたか所見をお願いします。 町長 これは再三にわたって、今までこの滞納者についての扱いについては説明をしてきたところで、 山崎議員も御承知のように、平成13年3月12日に、国営相和開発の事業の受益者負担軽減に関する請願ということで、議会から町長宛に出されたものです。この請願書そのものは、当時、厚沢部町議会議員、清水正信議員から町長宛に提出され、そして、この請願に紹介する議員として現職の議員2人も現存するわけで、あくまでも請願の中身は、厚沢部町の基幹産業である農業の受益者であるが故に、強制的な処分をして離農に追いやらないで、少なくとも営農しながら徴収をしてほしいと、こういうふうな要請文書で、町長はこの請願を受けたわけでありまして。 それ以来、こういう滞納者というのは誓約によって分割払いしたり、あるいは、その年によっては特殊な金が入ってそれを納めたり、いろいろな形態はありますが、この当時は滞納者
-------------------------------	---

が、たしか、70人ぐらいの滞納者がおったと記憶しております。

このときは、滞納されている方々も、本来はこの相和地区農地開発事業の負担金として、それぞれ期成会の中で積立をしてきて、ずっと支払い用に充てるためのそういう努力をしてきた受益者ばかりで、たまたまその後の大きな災害によって、その積立てた金を使わざるを得ないというふうな大変不幸な結果が、現在のこの滞納をもたらしているというものでありまして、いずれにしても、このときの町長宛の議長からの請願の内容については町が認めたわけですから、そういうふうな誓約によって納付期限を延ばしたと、こういうふうな扱いの中で徴収しておると。免除ということの一つも出しておりません。

そんなことで、あと六、七人の対象者になりましたけれども、やはりこういう方々については、今の農業形態を見ながら、やっぱり競争競売が必要になるでしょうし、農業もこれから続ける方については、生かしながら誓約を守っていただくと、こういうふうなことで納めていただくことになると思います。

そんな状況で、過去の経緯をそのまま引っ張ってはおりますけれども、山崎議員は、その当時はまだ議員ではありませんでしたので、今こういうふうな滞納負担金については、やはり公平性を保つためには私どもは捨てるつもりはありません。必ず財産に引き換えても頂きます。

ただ、悪いことに、この相和地区事業に入ったときに、受益者が、抵当権がついている財産ばかりですと、これはもう優先して差し押さえ、競売するということはできません、法律上。そういう方が、この7人の中に何人か今でも、結局、農協さんのところでも金を借りる段階では抵当をつけるわけですから、その抵当権が差し押さえよりも優先します。

ですから、そういうことから、いろいろそういう状況がありますけれども、いずれにしても、

議 長 山 崎 議 員	離農するとかそういうふうな状況の方々には、最終的な処分というもののなかでできる範囲の処分をさせていただくと、こういうことになりますので、今この残り7人の方々は、いずれにしても特例をしながらこれからも納めていただくと、こういう考え方でおります。 2番、山崎議員 大変厳しくなるというふうに思います。実際に、まだ1億3,000万円あって、納付額を見ると300万円そこそこなんですよ。1億3,000万円を300万円で償還するというのは何十年かかるんですか、これは。 そういうこともあるし、私は、あえて皆さんから攻撃を受けるだろうという覚悟で、滞納額の発生は議会の怠慢だと書いたんです。これからきつくしますよ。私自身反省していますよ、本当に、申し訳ないと思っています。 そういうことで、今後とも町長のいろんな形で御指導をいただきながら、行政を前に進めていきたい、いかなきゃならない、そういう感じを持って、目の前の問題ばかりでなくて、もう10年先の議論を今日したわけでありますので、大変なかなか要点をつかみづらくて終わってしまいますわけでありますが、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。特に、また副町長には、特別にコメントいただきまして、ありがとうございました。 これで、私の質問を終わります。
議 長	一般質問の途中であります、本日の会議時間は17時までと規定されておりますが、浜塚議員の一般質問が終了するまで会議時間を延長することにいたします。
議 長	それでは、一般質問の途中ですが、16時40分まで休憩します。（16：32）
議 長	休憩前に引き続き一般質問を続行します。（16：40）

議長 議長 浜塚議員	それでは、最後に、８番、浜塚久好議員 ８番、浜塚議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。 道の駅あっさぶについてでございます。 道の駅新設について、前から何回も発言をしております。新施設には、決して反対することではないことを表明します。 現在計画されている新施設は、飲食を主体とした施設であり、ほとんどの道の駅では採算が取れていないという現実を目の当たりにして、非常に懸念するものであり、質問をいたします。 １点目です。 新トイレが利用開始されてからの道の駅の売上げ及び入館者、古い道の駅の入館者の前年対比はどれくらいとなっているのか。また、新トイレの評判でございます。それで、前年対比というのは、期間としては、利用開始から新施設工事着手の前の月までの期間でございます。 ２つ目でございます。 道の駅あっさぶの新施設について。 まず１つ目でございます。新施設に関する本体、設備、外構等の一切の工事費はどのくらいでしょうか。そのほかに、トイレ関連工事費及び山林取得等の金額は幾らになりますか。 ２つ目でございます。 イベントを年３回やるという予定だと思います。今年は７月の開業ということで、３回が開けるかどうか分かりませんが、イベントの内容、そこで、このイベントでどのようなアピールをするのか、そして、このイベント開催に係る経費はどれくらいでしょうか。
---------------------------	---

議 町 長 長	3つ目でございます。 道の駅あっさぶの新施設の売り、目玉は何でしょうか。 4つ目でございます。 歴史文化情報発信施設の委託料に7, 150万円を充てると、新聞等でも報道されております。この積算根拠を示してもらいたいと思います。 そして、情報発信施設ですから、更新というのが必ずあると思います。更新にはどれくらいの期間を計画し、そして、更新費用はどれくらいとなるのかお知らせください。 5つ目でございます。 指定管理料の基本的な考え方です。 6つ目、新施設は新しく指定管理される事業であることから、毎年の決算について報告をお願いしたい。 以上でございます。 町長 浜塚議員から道の駅あっさぶについての質問であります。 本町の道の駅は南檜山の玄関口となる施設で、今年度もコロナ禍の影響にもかかわらず、販売額は堅調に推移をしております。 町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、交流人口の創出、拡大のために、道の駅を再編整備することを新たな地域活性化策として掲げ、今年度は駐車場の拡充、24時間トイレの整備を終えて、来年度完成に向けて、新商業施設の建設を進めているところであります。 1点目の新トイレが利用開始されてからの道の駅の売上げと入館者の前年対比はどれくらい
-------------------------------	---

か、また、トイレの評判については、昨年８月から新トイレが供用開始されて、新商業施設が１２月に着手し、８月から１１月までの４か月間の物産センター販売額は７，３００万円、来客数は４万７，０００人で、前年対比では、販売額で１６０万円、来客数は２，６００人の減でありました。

また、新トイレの評判は、きれいで使いやすいというふうに聞いておりまして、多くの方に利用されております。

２点目の新施設の一切の工事費とトイレ関連工事費、山林取得等の金額はということですが、新商業施設については、外構工事費を除き６億７，６００万円を予定しており、今年度完成の駐車場、２４時間トイレ、山林取得を含め３億５，７００万円であります。

なお、外構工事については令和４年度の設計となりますので、今後の予算計上の予定であります。

２のイベントの予定につきましては、現段階では、指定管理申請の自主事業計画において、令和５年度に、背景の森林をライトアップするライティングアート、商業施設内でのミニコンサート、フォレストライブ、本町の農産物をメインとしたマルシェ秋の大収穫祭の３つのイベント等を計画されておりますが、アピールの方法やイベント経費など、詳細については未定であります。

３の新施設の目玉は何ですかということについては、観光情報や戊辰戦争に関わる道南地域の歴史の情報を、ＩＣ技術によって発信する歴史文化情報発信施設であり、全道で初めての施設になると聞いております。

４の歴史文化情報発信施設映像の委託料の積算根拠、更新時期と費用はどれくらいかにつきまし

議 長 浜 塚 議 員	ては、人の動きに合わせて変化する、いわゆるインタラクティブ映像の制作でおよそ 3, 300 万円、戊辰戦争アニメーションが 30 分制作で 2, 200 万円、本町の観光映像制作で 1, 600 万円であります。 更新時期については、歴史や観光に関するものでありますから、当分の間は必要ないものと考えておりますし、現段階では、更新費用についても未定であります。 5 の指定管理料の算定の基本的な考え方については、原則として、指定管理者による独立採算制と、それからトイレや公共の用に供する経費、または公益を目的とした経費については、厚沢部町の負担となりますけれども、仮に指定管理者が赤字となった場合においても、町がその補填をすることは考えておりません。 6 の新施設の毎年の決算について報告してもらいたいについては、指定管理料の年度協定のことと思いますが、指定管理者と町との協議によって毎年度予算計上するものであります。 また、指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により、毎年度事業報告の提出を求めているところであります。 いずれにいたしましても、新商業施設は、多くの人が集い、町の魅力の向上とにぎわいのある施設となることを期待しておるところであります。 8 番、浜塚議員 それでは、町長の答弁に対しまして再質問させていただきます。 まず 1 つ目でございます。 私は、あえてトイレの利用者数について確認された数字、人数はないものと思い、この点については質問に入れておりません。
------------------------	--

議長 政策推進課長 議長 長	新トイレの評判は、きれいで使いやすいと聞いており、多くの方が利用をされておりますとの答弁ですが、私も議員は、トイレの利用もさることながら、物産センターへの来客数及び販売額がどうなっているか、どのような結果であったかというところに一番着目すべきと考えて質問したわけでございます。 比較対象時期、８月から１１月の４か月間の数字ということでございます。私の期待に反しまして、来客数からいきますと２，６００人ですか、販売額で１６０万円の減であると聞いて、私はちょっとびっくりしました。これは私１人ではないというほど、新しいトイレ、期待してあったと思います、皆さん。 まさに、農産物の販売時期に、このようなことになった要因、原因はどこにあるとお考えでしょうか。 政策推進課長 まだ今年度３月分、まだ集計していませんけれども、４月からの全体の販売額については、昨年度対比で増となっております。 今回の４か月間の実績を拾ったときに減になった要因としては、私の考えでは、昨年もコロナの関係で、この時期にまん延防止措置の対策、取られていたというのも影響していたのかなと思っています。 いずれにしても、年度で比較した場合は、２月末ですけれども、対前年に対して３７０万円の今増額で、レジの通過者の来客数になりますけれども６００人ほどの増と、今の段階でそういう実績になっております。 ８番、浜塚議員
--------------------------------------	---

浜 塚 議 員	今の課長の答弁によりますと、コロナの影響、まん延防止の措置がなされたという部分の答弁でございますけれども、コロナはいつ終わるか分かりませんが、コロナが終わったら、販売は回復、4か月の話ですけれども、回復するんでないかという答弁だったと思います。 それでは、2つ目の質問に移させていただきます。 新商業施設、24時間トイレ等のかかった工事費、合計10億3,300万円になると思います。そして、このほかに外構工事は、令和4年度の設計で未定とのこと。高額なお金が使われますけれども、私、新商業施設の中身を見ますと、本当に大丈夫かなと思われる答弁だと思います。 心配のない施設との答弁だと思います。そうであるとすれば、くどいようですが、新商業施設が厚沢部のためになる、絶対心配のない施設であるという、自信のある揺るぎない答弁をお願いしたいと思います。
議 町	町長 今の質問、この新施設を造るに当たっての今、商業施設。 これは浜塚議員、承知しているとは思いますが、平成26年度に、厚沢部町の重点道の駅に指定していただくための厚沢部町の道の駅です。重点道の駅に指定していただくための条件の中に、この施設が入っているということなんです。 ですから、これは二度、三度、議員協議会、29年4月17日も、このように内容を決めるのに、皆さん方に配付しながら、議員協議会で説明をしながら、当時は、課長は前野宏之という農林商工課長のときでありましたが、このときに詳細にこの説明をしておるわけです。 肝心なのは、全国の中で、45か所の重点道の駅に指定を申し込んだ市町村がある、箇所が。

議員 浜 塚 議 員	4 5 のうち全国で6 か所だけが指定される。そのためには、北海道では最大3 か所よと、こういうことの重点企画提案という、どういう内容のものをどう付随して重点道の駅にしたいんだということの、国交省のほうの審査ですから。そういう中で、よその施設でないものを、要するに特徴を生かす施設でなければ指定にならないという、開建からの指導であります。 そういうことで、この内容を、こうこう、こういうものを造りたいということで議員協議会で説明をして、説明が若干、言葉足らずだったかもしれませんが、当時の2 9 年4 月1 7 日開催されている道の駅再整備基本構想というのを、このように議員さん方に説明をして、そして、重点道の駅に進んだと。 こういうふうな経緯の中で、今、議員が言われるように、必要あるのか、ないのかというような話もありましたし、金がそんなにかかるのかという話もあったし、これはあくまでも、こういう指定された地域を勝ち取るための手段として説明をしてきたところであります。 確かに、総体的に金を見ると、今これから残っているのは外構整備など、今残っているわけですが、外構整備が必要かどうかこれもこれからの調査になります。 外構整備というのは、かつてあの周りは全部、玉石で全部庭を造っておりましたから、その玉石は除去してありまして、その石を使った庭をこれに付随して造るかどうかと、こういう検討もこれからしていかなきゃならない。こういうふうなことで、少なくとも北海道南部では、重点道の駅に指定されたということの中での事業の進めでありますから、そのように御理解をいただきたいと思います。 8 番、浜塚議員 今、町長から話ありましたけれども、その説明は受けております。
-----------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長	私の心配しているのは、町長の視点と違うという部分での私の質問でございます。私は常に言っていたと思います。 イベントの関係です。イベント、令和４年７月１５日、開業と言うんですか、予定ということなことで、今事業を進めているというふうに聞いておりますが、答弁では５年度にということになっております。森林をライトアップするライティングアート、商業施設のミニコンサート、フォレストライブ、農産物をメインとしたマルシェ、秋の大収穫祭の３つのイベントを計画しているということでございます。 私の質問に対する答えです。その上で、アピールの方法やイベント経費などの詳細については未定でありますとの答弁であります。外構工事、そして、イベント等について未定とありますが、私といたしましては、質問に対する回答の重要な部分が欠けており全く理解ができかねます。 決まらないものについては答えられないと思いますけれども、その状況というんですか、幾らかでもお知らせ願えればと思います。 政策推進課長 浜塚議員も選定委員の一人だったかと思いますが、このイベントにつきましては、指定管理者の指定申請書が９月２１日に提出されておりました、その中の自主事業計画書というのがございます。 これに、令和５年度に、今、町長が答弁した３つのライティングアートだとかフォレストライブ、秋の大収穫祭、これらの、一応内容のものを計画されているということでございます。これで答弁させていただきました。
----------------------------	---

議 町 長 長	ただ、このときにも管理予定者の説明の中では、この辺の具体的な話は、これ以上のものはなかったかと記憶しております。 町長 今、浜塚議員が言われたように、そういうふうな指定管理の関係の計画書も、委員ですから見ているはずです。 そういう中で、御案内のように、この事業そのものは、ちょうど1年遅れの事業になります。ということは、初年度の年は、トイレ、それから駐車場の整備をしましたがけれども、国の補助の予算枠が少なくて事業が半分に狭まったと。トイレそのものが2年がかりでやったと、こういうことが全部、今の工事に影響して遅れております。 ですから、今の建物についてもこの12月に発注されて、今、基礎工事から始まっているわけですから、今、完成も当初は、4月から用意ドンで道の駅は走りたかった計画であります。7月、8月まで延びると、こういうふうな状況になりましたから、これは当然、実質的に入る会社がいろいろそういう事業計画、組んでいましたけれども、これからの計画期間の中でこの計画ができるかどうか、これはちょっと今、完成の段階で協議しなきゃならない、このように思います。 いずれにしても、そういうふうな建物計画、予算の都合、国交省の重点道の駅というのは、浜塚議員も御承知のように、どこへでも使える金ではありません。国が直接、厚沢部町の重点道の駅という枠で金をつけるものですから、よそで使えない金。この金が、要するに、最初から満額つけば問題なかったんですけれども、最初の年が半分以下の補助金だったもんですから、それに合わせて補助金の額だけ工事を進める。2年目で満額つけてもらってできたと、こういうふうな
-------------------------------	---

議 長 浜 塚 議 員	経緯でございます。 そういう経過の中で、厚沢部の予算の資料を見れば分かると思いますが、重点道の駅というのは、それぞれ国交省の指定ではありますが、補助金については、国交省のものあり、農林省のものあり、環境庁のものがあり、何でも優先してよその補助金を引っ張ってあげますよというのが、この事業のそれこそ持ち味です。だから、したがって、今年やるのは総務省の補助金で、要するに、今年やる事業も100パーセント交付金でやれると、こういう進めになっているわけです。 ですから、なるべく町費を持ち込まないで国のお世話になりながらやりたいという、最初からの計画を持っておったものですから、若干年度がずれても補助金を満額もらいたいと、こういうことで今まで進んできた経緯であります。 8番、浜塚議員 それでは、次に、3つ目の質問に移らせていただきます。 道の駅の売り、目玉は何ですかというような質問でございましたけれども、道南地域の歴史の情報を、I C技術により発信する歴史文化情報発信施設であり、全道で初めての施設だという答弁でございます。 そこで、私自身ちょっと考えてみました。この施設のことですけれども、全道で初めての施設であったとしても、仮に近隣の町でこのような施設ができたとしたら、何回見に行くかということです。ということは、自分の町の施設であれば、1回は、町民、見たいという興味は持つと思います。 しかし、他町、他の町ということになれば、あくまでも仮の話ですけれども、ついでに見るか
------------------------	--

議 町	という意識を持つ人が多いのではないかと私は思います。特別興味のある方は別かも分かりません。リピーターというのはあまり期待できないと思いますが、どうでしょう。 町長 この事業の期待性を、できないというふうなお話でありますけれども、私はこの事業、道の駅を指定していただくときの、この厚沢部の計画というものが認められて指定になってというふうな、特に地方創生支援部からのアクティブ・ケアというこういうもので、北海道にもないものが、目玉商品になれるよという指導の中で当時は進んだものです。 ですから、アクティブ・ケアの地方創生支援部というほうの中では、北海道では最初の施設です。これが興味を持たれるか、持たれないかは、これは出来てみなければ分かりません。今、それこそ、観光バスでもどんどん入ってくるようになりましたが、誰も興味を持っていなくても、いやが応でも大量の人数が入ってくるわけですから、そういうことを踏まえて、今の事業認定になったということを理解していただかなければ、今の道の駅の整備というものはなかったということですから、その辺を十分御理解いただきたいと、こういうふうに思います。
議 員 浜 塚 議 員	長 浜塚議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。 歴史文化情報発信施設委託料の件でございます。 質問では、積算根拠についての質問をいたしました。この積算については一切答弁ございません、残念ながら。 そして、人の動きに合わせて変化するインタラクティブ映像の制作とあります。これって、恐らく大分難しい技術なのかなと思いますけれども、この意味というのは、インタラクティブ、相

町 議 町 議		互に作用する、対話的な、双方の、相乗効果などの意味を持つ単語という説明でございました。私、インターネット見ましたら。 委託料 7, 150 万円についての内訳でございます、答弁です。インタラクティブ映像の制作で 3, 300 万円、放映時間はちょっと書いていません。ということは、人の動きによって変わるというようなことですから、多少、時間的に変化あるかなと、私、勝手に思っています。それから、戊辰戦争アニメーション、30 分制作で 2, 200 万円、今の予定で 3 本ですから、本町の観光映像、10 分制作で 1, 600 万円との答えでした。 このような事業に対して、私、全くの素人にはあまりにも高額であり、到底理解できる金額ではないと思います、私の個人の考えです。 再度、積算根拠について質問しましたがけれども答弁にはありません。積算根拠についての答弁を求めるものであります。 以上です。
	町 長	数字を言いなさいと。議長、どうなんですか。数字は、このたびの入札だったり、予算化するには、積算分、見積設計の中の予算ですから、これは当然入札すると、どれくらいになるか分かりませんが、今、言ったことは。
	議 長	合計の 6, 100 万円ですか、7, 100 万円か。7, 100 万円の積算の経緯というか、それをちょっと話していただければと。
	町 長	6, 500 万円の消費税を含めてね。
	議 長	4, 500 万円だから 6, 100 万円か、6, 100 万円だよ。消費税入れる、これ入っている、消費税。

町	長	額を示せということなんですか。
		額は載せないで、これからの入札ですから数字は入れておりません。
議	長	町長、とにかく、この３０分でインタラクティブ映像が３，３００万円、アニメーションが２，２００万円、本町の観光映像が１，６００万円、これがどういうふうな経緯で出てきたものかということだと思います。
議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長		今回の事業費につきましては、この関連する業者、３者からの見積りから最低価格で、それぞれインタラクティブ、それからアニメーション、それから厚沢部観光映像のそれぞれの見積りをもらいまして、一番低い価格で予算計上しているところでございます。
議	長	８番、浜塚議員
浜 塚 議 員		それでは、次の質問に移らせていただきます。 指定管理料選定の基本的な考え方についてでございます。 仮に、指定管理者が赤字となった場合、町がその補填をすることは考えておりません。このとおりでよろしいと思います。 しかし、ここで指定管理料、売上げにも関係してくると思います。そのことが反映するかどうか分かりません。ですけれども基本的な考え方です。仮に、売上げが少なかったと認定するときの基準です。これは、私は申請書が出された厚沢部町新商業施設管理運営の計画書、これですよね。これと、これと、それからこれ、こっちのほうはそれを年度ごとに集計したもの。これを基本的に、売上げが下がった、上がったのは問題ないと思います。という部分の基本的な考え方の数字で抑える数字がここにあるんだろうと思いますが、この考え方はどう思いますか。

議 副	町	長	副町長
			1 2 月の議会のとくにでもお答えしたかと思うんですけれども、基本的に、厚沢部新エネルギー開発の収支計画につきましては、現在の道の駅のレジの通過者を参考に、売上げとか経費を見積ってシミュレーションしていると、そのようなことでございまして、中小企業診断士にも確認を行っているという旨を申請者から確認しております。 以上です。
議 浜	塚	長	8 番、浜塚議員
			それじゃ、最後の質問にさせていただきます。 毎年の決算について、決算状況です。 町は、指定管理者の指定手続に関する条例第 1 2 号の規定により、毎年度事業報告書提出を求めているところでありますという答弁でございます。 新しい指定管理者ということになりますので、私ども議員にも報告書配付のお願いをしたいと思えます。
議 政	策	長	政策推進課長
			毎年度の事業報告書については提出することになっておりますので、議員の皆様にも配付したいと考えております。
議 浜	塚	長	8 番、浜塚議員
			これで、私の質問終わりたいと思いますけれども、なんかくどうですけれども、私、この施設、赤字というんですか、管理料が多額になることに対して、まだまだ懸念を持っているものでございます。くどうですけれども、そのことがないような、そんな施設になることを願っ

議 議 議 議 議	長 長 長 長 長 て一般質問させていただきました。ありがとうございます。 一般質問の通告は以上であります。 一般質問はこれをもって終結します。 議事の途中ですが、本日はこれをもって散会いたします。 明日は午前１０時から開会いたします。 皆様、御苦勞様でした。（１７：２０）
----------------------------------	--